

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

1

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国勢調査委託金・不足分に係る追加交付要望期限の柔軟な設定

提案団体

全国市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付要望できるよう運用を改められたい。

具体的な支障事例

平成27年国勢調査では、最終の平成27年度・第4四半期分(12月交付)の追加交付要望の回答期限が11月だったため、不足分を確定することができず、追加交付の請求を見送った自治体があった。こうした自治体は、不足分を一般財源で賄うこととなったため、いわば“持ち出し”の状況となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

左記の具体的措置をとることにより、不足分の追加交付要望を見送る自治体が無くなり、地財法第10条の4の趣旨が達成される。

(参考)

国政選挙の執行経費に関しても、調整費を請求できなかったことによる不足分を一般財源で賄う自治体が見られる状況が生じていた。

ただし、

・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正法が4月6日に成立し、経費の充実が図られたこと

・調整費の請求に関し弾力的な運用に改める方針が、制度所管の総務省(自治行政局選挙部管理課)から示されたこと

の2点により、一定程度状況が改善されている。

根拠法令等

・指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱

・「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について」

(平成27年5月27日付総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長名事務連絡)

・「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について(照会)」

(平成27年10月26日付総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長名事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

柏市、八王子市、三浦市、新発田市、長野県、伊豆の国市、半田市、刈谷市、津市、茨木市、羽曳野市、鳥取

県、鳥取市、徳島県、徳島市、愛媛県、北九州市、大牟田市、五島市、雲仙市、大分市、宮崎県、延岡市

○従前の追加交付要望の日程では、以下の支障が生じていた。

・国勢調査の執行経費不足額の追加交付要望時期は、調査業務(調査期日 10 月 1 日)を行っている途中であり、確定した経費での追加要望ができなかった。

・調査業務を行っている時期(調査期日 10 月 1 日)と執行経費不足額算定の時期が同時期であり、事務の輻輳が生じていた。

提案内容が実現すれば、年度末に調査執行経費を確定させた上で追加要望が行えるほか、調査業務を行っている時期(10 月 1 日前後)に調査事務に専念できるなど、メリットが大きい。

○当市では平成27年国勢調査において委託費の不足のため約 6,000 千円を一般財源から負担した。

○統計法で定められている基幹統計調査は、国からの法定受託事務として、都を通じて市に委託されるが、平成27年度の国勢調査において、約2千万円もの不足が生じ、市の一般財源で対応することとなった。

国の法定受託事務である統計調査に係る必要経費は、全額、交付金として配分されるべきである。

○本市においても、平成 27 年国勢調査の執行経費を委託金で賄いきれず、約 3,600 千円の不足が生じたため一般財源の持ち出しが発生した。

地財法第 10 条の4の趣旨に鑑み、制度改正を要望する。

○「具体的な支障事例」でもある通り、委託金の追加交付要望の締切が 11 月だったため、不足分の試算が立てられないことに加え、検査事務の繁忙期であったことから担当職員が詳細を検証する時間も十分にあったとは言い難い。

結局、当市も一般財源から約 25 万円を持ち出すこととなった。

#### 各府省からの第 1 次回答

平成 32 年度に行われる国勢調査において、国勢調査の執行経費に係る委託金(市町村経費)の不足額が生じないようにするための方法について今後検討を行う。

具体的には、市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期について、地方公共団体から現状把握及び意見聴取を行い、その状況や都道府県の事務負担等を踏まえた案を作成し、地方公共団体との意見交換を行い、平成 31 年度までに決定する。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【徳島市】

主に調査書類の不足により生じた経費不足であるため、経費執行方法の検討だけでなく、次回の調査方法についても併せて検討していただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第 2 次回答

—

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【総務省】

(9)統計法(平 19 法 53)

国勢調査(5条2項)の執行経費に係る委託金については、平成 32 年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないよう、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成 31 年度までに市町村経費の

過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

11

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方自治法第171条第4項に規定する告示手続きの廃止

提案団体

今金町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第171条第4項に規定する「出納員以外の会計職員に委任させる」場合の長の告示手続きの廃止

具体的な支障事例

・住民等と接する機会の多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、現行では人事異動のたびに左記手続きにより関係職員を辞令形式により任命している。  
・しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年度異動している現状において、本事務を実施しなければならないことは限られた人数で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

毎年度実施することとされている本事務が廃止されれば、行政の効率化に繋がるものとする。

根拠法令等

地方自治法第171条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

西尾市、宍粟市

○年度末、年度初めは職員の異動や旧年度、新年度の事務処理が重なるため、提案町と同様に、少ない人数で告示事務を行うことは、事務負担となっている。

各府省からの第1次回答

地方自治法においては、事務処理の公正を確保するため、職務上独立した地位を有する会計管理者を一人に限定して設け、一元的に会計事務を行わせている。その趣旨は、会計管理者が会計事務に係る権限を有していることを対外的に明確にし、金銭の収受に係る取引の安全その他の住民の便宜を図ることである。

しかしながら、実務上、会計管理者一人が当該団体の会計事務のすべてを行うことは困難である場合も考えられるため、地方自治法第171条第4項に基づき、普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができることとされている。

こうした委任を行う際には、一人の会計管理者が一元的に会計事務を行うこととしている趣旨（すなわち、金銭

の収受に係る取引の安全その他の住民の便宜を図ること)を損なうことがあってはならないため、いずれの会計職員にいかなる事務が委任されているかを告示により対外的に明確にすることを義務付けているものである。仮に当該義務付けを廃止すると、金銭収受に関し、いずれの会計職員にいかなる事務が委任されているかが対外的に分からなくなり、住民等との間で金銭収受に係るトラブルが発生するおそれがある。

したがって、当該義務付けを廃止することは適当ではない。

なお、委任の告示については、住民に対して個々具体的な委任関係が明らかになってさえいれば、委任された各会計職員の氏名までも告示する必要はないと解されるため、各地方公共団体において、告示の規定の仕方を工夫することにより、異動ごとに告示の改正を行わなくて済むような運用も可能であると考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当町では職員の人事異動のたびに、別途会計事務の委任を受けた現金出納員に委任させたことや前年度末限りで解任することを、個々の職・氏名まで記載し告示してきたが、法第171条第4項の後段の告示は別添した規則の「別表第2」を告示すれば足りるという理解でよいか。また当町では、今回の回答を踏まえ、出納員の指定に係る事務の軽減を検討しているが、個々の職員を辞令形式により任命することが適当との昭和38.12.19付け自治省通知を受け、個々の職員に地方公務員法第17条第1項の辞令とは別に辞令を出しているがこの事務手続きが非常に煩雑である。ついては、分任出納員を命じる辞令を口頭辞令や地方公務員法第17条第1項の辞令と併せて1枚の辞令として発出することはできないか。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 各府省からの第2次回答

個々の地方公共団体の告示について見解を示すことは差し控えるが、委任の告示については、住民に対して個々具体的に、特定の職員にどの権限が委任されているかが明らかになってさえいれば、委任された各会計職員の氏名までも告示する必要はないと解されるため、各地方公共団体において適切に対応されたい。また、辞令の方法については、地方自治法や地方公務員法上特段の規定はないが、任命行為を客観的に明らかにしておくことが妥当であり、各地方公共団体において適切に対応されたい。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

補助対象財産の処分に対する弾力化

提案団体

高岡市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助完了後 10 年未満に処分する際の国庫納付の免除

具体的な支障事例

本市では、各種国庫補助金を活用して、平成 20 年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改造・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みといえる。

一方、急速に進展する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組みが喫緊の課題となっている。

市立看護専門学校については、躯体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成 21 年～22 年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成 24 年頃から、市内の看護師養成機能を集約・強化し、市内の3看護専門学校(高岡市医師会、厚生連高岡病院、高岡市)を統合する構想が検討され、平成 29 年4月に富山県高岡看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校の処分(除却を想定)を検討していく状況にある。

また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石堤)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成 22～27 年度にかけて耐震改修工事と並行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成 27 年 12 月策定の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組んでおり、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や老朽校舎の更新等の問題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(除却又は部分除却若しくは学校以外の活用策を想定)を検討していく状況にある。

このような統廃合は、総務省が全国の地方自治体に策定を推進している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後も進むことが予想され、国庫補助完了後 10 年未満であっても処分を行うことになるが、処分にあたって、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となるよう柔軟な取扱を求めたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

学校規模適正化による児童生徒の良好な教育環境の確保が図られるとともに、学校施設の計画的なマネジメントが可能となる。

根拠法令等

総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、鹿角市、郡山市、いわき市、春日部市、八王子市、海老名市、西尾市、京都市、堺市、広島市、高知県、長崎県

○本市においても、学校施設環境改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補強事業を実施した学校において、児童数の減少により複式学級を余儀なくされていることから、地域からの要望を受け、既存の中学校と地区内の5つの小学校を統合して、新たに「義務教育学校」を整備する事業に取り組んでいるところである。

統合後に廃校となる予定の5つの小学校においては、廃校後の有効活用を図っていきたいと考えているが、耐震補強事業を実施した校舎及び屋内運動場では、財産処分時における補助事業からの経過年数が10年未満となることから、廃校後の活用方法によっては、補助金返還が生じることとなる。

○子どもたちにとってより望ましい教育環境を維持・確保するため、学校施設環境改善交付金を活用し、計画的に大規模改造等を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理を持続させるため、学校規模適正化や学校施設と他の公共施設の複合化・多機能化の視点などを含め公共施設の再編に取り組む必要がある。

現状では、本市において、国庫補助金完了後10年未満で大規模改修を行う予定の学校を数校想定しており、更に、急激に変化する社会状況下では、計画的に事業を実施したとしても、10年のスパンでは、想定できない変化も予想され、定期的に計画を見直すことで、より適切なマネジメントが可能となる。

## 各府省からの第1次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)において、国に補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、処分制限期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けて財産処分を行うことができることとされ、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、国庫補助(交付金)を充当した施設を補助の目的外に活用する場合は、補助金相当額を国庫納付することを原則としています。

一方で、「補助金等適正化中央連絡会議の通知について(平成20年4月10日付け財計第1087号)」における政府全体の決定を踏まえ、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成20年4月30日付け総官会第790号。平成27年4月27日一部改正。)により、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ったところであり、国庫補助事業完了後10年以上経過した施設等を財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く)する場合、所定の報告があったものは総務大臣の承認があったものとして取り扱い、国庫納付を不要とするなど財産処分手続の弾力化を図っています。

ご提案の事業について、上記の弾力化の趣旨に沿うものかを御確認ください。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答を受け、本市としては、既存制度の枠組みにおいて、国庫納付の免除の対象になるものと判断したので、今後施設の処分に向けて検討を進めたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【八王子市】

財産処分手続は国により一定程度弾力化が図られているところですが、制度の運用にあたっては、個々の団体の事情を考慮し、国庫補助完了後10年未満の公共施設についても、事例ごとに国庫納付の必要性について協議が行えるよう、さらなる柔軟な対応をお願いしたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、所管省からの回答が「現行制度上でも対応可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

—

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—



# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国税連携システムによるデータ送信方法の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し

具体的な支障事例

国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。  
しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。  
また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。  
そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

データ送信の方法を見直すことにより、二重課税等の課税誤謬が減少し、税制度に対する納税者の信頼を高めることができる。また、地方団体においては、不要な調査事務が減ることで事務の効率化が図れるとともに、公平・公正な課税事務の遂行を実現することができる。

根拠法令等

所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総税企第72号 総務省自治税務局企画課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、大田原市、柏市、新宿区、江戸川区、神奈川県、静岡県、兵庫県、久留米市、筑紫野市、延岡市、沖縄県

○本県でもこれまで削除されたデータを基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税はまれに

発生している。納税者からの問合せがないと把握できない状況で有り、適正な課税事務をするためにも提案内容については必要と考える。

#### 各府省からの第1次回答

e-Tax で提出された申告書データ等の地方団体への送信タイミングについては、開発当初の検討の中で、早期処理の観点から納税者が送信し正常に受け付けられた時点でデータ連携を行う仕様としたという経緯がある。

仮に、「税務署で処理した後にデータ連絡」する方式に変更した場合、地方団体側への送信時期が遅れることとなるため、データ送信方法の見直しについて、地方団体側の意見が集約されることが必要。

システムの改修等の対応については財務省において検討されるものと考えているが、総務省としても、現在地方団体が行っている地方税事務の処理に支障をきたさないような見直しのあり方について、地方団体の意見をよく伺ってまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申告書データ等の地方公共団体への送信のタイミングを早期処理の観点から納税者の送信時とした経緯は承知しているが、二重課税の恐れといった当初想定されていなかった支障が生じており、課税に正確を期すことこそが重要であることから、今回送信方法の見直しを求めているものである。

送信方法については、例えば、現行のデータ送信はそのまま残しつつ、税務署で処理した後の適正なデータを別途送信することや、税務署で削除したデータを別途送信することなども考えられる。

各府省の回答のとおり、地方の意向確認を早期に実施していただくとともに、それを踏まえた具体的な検討スケジュールについてもお示しいただき、提案の実現に向け取り組んでいただきたい。

なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの開発・運用主体である一般社団法人地方税電子化協議会だけではなく、地方公共団体が参画する検討会を設けるなどして意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支障をきたさないような見直しを行っていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【神奈川県】

神奈川県としては、課税の事務処理をできる限り迅速に行う必要があるため、e-Tax で提出された申告書データを地方団体に送信するタイミングは現行どおりとしていただきたい。

また、個人事業税の課税事務を適正に行うため、地方団体に送信される申告書データに次の情報を連携するよう求める。

- ・e-Tax で提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該削除情報

- ・本来申告すべきでない税務署に e-Tax で提出された申告情報を移送処理した場合における当該移送情報

##### 【静岡県】

本要望の主旨は「税務署で処理した後にデータ連絡」することではなく、書面申告データと同様に、「削除された」及び「他の税務署に移送処理した」などの税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も支障はないと考える。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ送信の遅れが生じることには、留意されたい。

#### 各府省からの第2次回答

国税連携システムを運用している国税庁及び地方税電子化協議会と地方団体が参画する検討会を設けるなどして、地方団体の意見をよく伺って参りたい。

同システムのスキームについて変更する場合、システム改修内容によって検討や改修にかかる期間が異なってくるため、今後のスケジュールについては、ご提案の内容も踏まえ検討の場で協議を行う必要があると考える。

6【総務省】

(3) 地方税法(昭 25 法 226)

所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:財務省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

70

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令第 158 条第 1 項に定める「徴収又は収納の委託」ができる歳入に、貸付金の延滞利息を加える。

具体的な支障事例

県の貸付金の元利償還金の債権回収業務について、現在、その一部について民間の債権回収会社に委託しているが、貸付金の延滞利息については地方自治法施行令上、民間委託ができないため、元本の回収業務のみ委託し、県の職員が延滞利息の回収業務を行っている。

公金の取扱いを定める自治令第 158 条の趣旨は、公金は、その性格からして、民間委託は原則禁止されるが、私人に取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、民間委託も可能とすることである。

平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針においても、延滞利息と同様の性質をもつ貸付金の違約金について「私人に委託することを可能とする方向で検討」とされている。

高等学校等奨学金等の債権回収業務について、元本部分のみの委託であるため、業務の効率化の限定的なものとなっているほか、元本と延滞利息の一元的な債権管理が困難となっている。また、債務者にとっては、返済の種類により請求元(支払先)が異なることから、混乱の原因となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

元利償還金と遅延利息を一括して民間に委託することで、業務の効率化の度合いが高まり、元本と延滞利息の一元的な債権管理が可能となり、また、債務者にとっては、請求元(返済先)が一本化し、円滑な徴収につながる。

根拠法令等

地方自治法施行令第 158 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、埼玉県、岐阜県、東海市、岡山県、長崎県

○本県でもサービサーに回収委託している貸付金があり、サービサーが貸付金元金、県が延納利息を回収している。

貸付金の場合、元金と延納利息について債権管理上の扱いに違いはなく、延納利息だけでも未納が残れば回

収または債権放棄等を実施する必要がある。

延納利息を含めた委託が可能となれば、より効率的な債権回収が可能となり、元金が納められた後に延納利息の回収へとつなげやすくなる。

また、他の貸付金債権についてもサービスへの委託を検討しやすくなる。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還業務において、一部の未収金の回収業務を民間の債権回収管理会社（以下、「サービス」という。）に外部委託しているところであるが、提案事項に係る具体的支障事例のとおり、違約金が私人委託の対象外であることから、元利金はサービス、違約金は県で回収というように二元的に管理せざるを得ない状況になっている。

これは、債務者にとっても返済金の種類により請求元や返済方法が異なるといった混乱の原因となるため、償還元利金及び違約金の一元的な回収は、債権者・債務者の双方にとってメリットがあるものと考えられ、回収業務の効率化及び回収効果の向上が期待できる。

また、奨学金や高齢者住宅整備資金貸付金など、違約金が発生している母子父子寡婦福祉資金貸付金以外の債権についても、今後回収業務を委託する可能性があるため、制度改正は必要である。

#### ○【具体的支障事例】

当県では、農業改良資金県貸付金（無利子）の未収金（元金）について、一部債権回収管理会社へ回収を委託している。

しかし、自治体の歳入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になり、また、債務者にとっては、返済先が異なることから、混乱の原因となることが懸念される。

#### 【制度改正の必要性】

未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金や延滞利息等も、一元的な債権管理ができるよう、私人委託の対象とすることが必要である。

### 各府省からの第1次回答

平成27年地方分権改革に関する提案募集において、地方自治法施行令第158条第1項第6号に定める「貸付金の元利償還金」に「違約金」を追加する改正の提案があり、当該提案を受けて、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、「私人の公金取扱いの制限（243条）については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」としているところである。

また、検討する際には、貸付金の元利償還金以外の歳入に係る違約金、延滞金、損害賠償金などを私人へ委託することについての取扱いも併せて整理する必要があるか、違約金等を私人に委託する範囲については、「収納」に加え「徴収」まで可能とすべきかを、地方自治法第243条及び同法施行令第158条の規定の趣旨を踏まえて整理することとしている。

今回の提案事項についても、これらの対応に含まれるものであり、現在、上記方針を踏まえて検討中である。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貸付金の債権回収業務の効率化を図るため、延滞利息についても元利償還金と同様、「収納」だけではなく、「徴収」まで私人に委託を可能とする対応をしていただきたい。

また、可能な限り検討に向けた今後のスケジュールについてお示しいただき、検討状況についても随時情報提供いただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 各府省からの第2次回答

ご提案を踏まえつつ、十分に検討していきたい。

なお、今後のスケジュールについても、現時点では未定であるが、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)において、「私人の公金取扱いの制限(243条)については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていることを踏まえ、検討していきたい。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

(1) 地方自治法(昭 22 法 67)

(i) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成 29 年中に可能とする。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

77

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、環境省

求める措置の具体的内容

国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。

具体的な支障事例

## 【制度改正の経緯】

国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法 48 条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。

一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。

今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっていて、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。

## 【支障事例】

本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。

今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000 万円以上が対象。)

低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1~2か月程度要している。)

事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。

また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。

## 【参考】

過去に同事業を受任した 19 都道府県 308 件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札・契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の錯誤がなくなる。また、受注者側にとっても混乱がなくなる。

根拠法令等

- ・会計法第 29 条の6第1項、第 48 条第2項
- ・予算決算及び会計令 79 条、85 条
- ・地方自治法施行令 167 条の 10 第2項
- ・国立公園等整備事業実施要領
- ・国立公園等整備事務取扱要領
- ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令 85 条の基準の取扱いについて(改正 平成 27 年 10 月 1 日環境会発 1510014 号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岐阜県

##### ○【支障事例】

本県では、低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、契約予定価格が5億円以上のものとなっている。しかし、国直轄（施行委任）事業では、契約予定価格が 1,000 万円を超える建設工事は、低入札価格制度を適用することとなっており、低入札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約審査会の審査に係る事務手続きが必要となる。

平成 25～27 年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事務に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事着工が遅れるという事態が生じた。また、県の入札制度に則った場合には最低制限価格を下回り失格となる業者が、落札者となるなど、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違うことで入札業者の混乱が生じている。

##### ○【支障事例】

本県では競争入札のうち、予定価格1億円以上のものについてのみ低入札価格調査制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は 1,000 万円以上のものについて低入札価格制度の適用となる。

施行委任において低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されない恐れがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。（県の低入札価格調査制度でも契約までに1か月程度を追加で要する。）事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されるなど、県・事業者とも負担を生じる。

また県の入札事務にて行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を探ろうとするような不正な動きの防止ができないことや、最低制限価格の設定ができないことから実効あるダンピングの防止ができないといった支障が生じる恐れがある。

#### 各府省からの第1次回答

初めに、制度を所管する財務省において、会計法第29条の6第1項及び同法第48条第2項について検討するものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- ・地方自治法や地方自治法施行令等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公表や最低制限価格の設定が認められているが、国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、都道府県が執行主体であるにもかかわらず、国の会計法に則らなければならないことで、事務負担の増加や工事着工の遅れ、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違うことで、入札業者の混乱が生じることなどが危惧される。
- ・国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、あくまで執行主体は都道府県であることから、地方自治法や地方自治法施行令等に則った取扱いとすべきではないか。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—



各府省からの第2次回答

国の直轄事業であることから、当該制度を所管する財務省において、会計法第29条の6第1項及び同法第48条第2項について検討するものである。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

再任用制度の緩和

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

他自治体において退職した職員を当市で再任用することができるように求める。

具体的な支障事例

当市では、他自治体との人事交流等により他自治体で任用された職員が、地教行法第40条などの方法により、当市の職員として勤務している。大半の職員は、一定期間の後、当初、任用された自治体へ戻ることが多いため、当市では、そのような人材の中から、当市の実情をよく理解している職員を、再任用し、活用できないかと考えている。

しかしながら、現行の地方公務員法では再任用することができる職員は「当該地方公共団体の定年退職者等」に限られており、当市の適切な人材確保に支障をきたしている。

具体的には、県との人事交流により当市の市立高等学校で勤務していた教職員を、定年退職後に再任用することを検討しているが、退職時、当該職員は県職員である場合には、当市で再任用することができない。また、群馬県、千葉県にある小中学生対象の市立宿泊体験学習施設に、当市の実情に精通し、当該宿泊体験学習施設の地域の状況を熟知した他自治体を退職した職員を再任用することを検討しているが、再任用することができる職員が当該地方公共団体の定年退職者等に限られているため、適切な人材配置に支障をきたしている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市の実情をよく理解する他自治体を退職した教職員を当市で再任用できることで、優秀な人材を広く募ることが可能となり、業務の質の向上を図ることができる。また、宿泊体験施設に当市において管理職等の経験を有する者や現地の職員を再任用することで、児童生徒の安全確保などに効果が期待できるなど、高い費用対効果が期待できる。

根拠法令等

地方公務員法第28条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茂原市、胎内市

○当県においても、他自治体の職員を再任用職員として任用しようと検討したが、任用ができなかった事例がある。

具体的には、生徒指導経験や虐待事案に対して、経験豊富な小中学校教員定年退職者(市町村職員)を再任

用職員として、子ども相談センター等に配置を検討。

経験者の配置により、当該職員が培ってきた経験やノウハウを活用し、県民への相談支援、若手職員への教育訓練、及び組織全体のマネジメント等を期待していたところ。

結果的に、再任用職員としては任用せず、特別職非常勤職員として任用した。

再任用制度の趣旨を踏まれば、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を幅広い職域で最大限活用する環境を整備することは、県民サービスの向上につながるため、制度改正が望まれる。

#### 各府省からの第1次回答

地方公共団体における多様な人材の活用については、任期付職員制度を設け、専門的知識・経験を有する職員の確保等を図っているところであり、提案されている任用は、この制度の対象となるものである。

実際の取組としても、富士市立高等学校において、県立高等学校の校長経験者を校長として採用しており、また、川崎市市民ミュージアムにおいて、教育実務経験者を募集した例などが見られるところである（これらは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条に基づくもの）。

一方で、再任用制度等の雇用と年金の接続については、民間において、平成16年に高齢者雇用安定法が改正され、事業主に高齢者雇用確保措置の義務が課され、事業主は、①定年年齢の65歳引き上げ、②希望者全員対象の65歳までの継続雇用制度導入、③定年の定め廃止、のいずれかを選ばなければならないこととされた。

これは、年金の支給開始年齢の引上げに伴い、その期間を雇用で対応する必要があることから、雇用と年金の接続の確実性を期すために、現に雇用している事業主が雇用の責任を負うこととするもの。

こうした民間における高齢者雇用対策の義務化を踏まえ、国や地方においても、社会的要請への対応として、任命権者に対して、将来の定年延長も視野に入れつつ、再任用の義務を課すよう、閣議決定や総務副大臣通知による要請で対応しているところ。

以上により、提案のように任命権者以外に定年退職者の雇用義務を課した場合、これまでの民間・公務を通じた取扱いと異なることとなり、混乱が予想されるため、再任用による対応はできない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

定年退職者の雇用義務をどこの地方公共団体が負うべきものが支障となるとのことだが、地方公務員法第28条の6第1項には、地方公共団体の組合の定年退職者等を組合を組織する地方公共団体で、また、組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を地方公共団体の組合で再任用できる規定がある。今回の事例を同様の内容で解決できないかと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

所管省からの回答が「任期付職員制度で対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 自治体が全ての地方公務員に対して再任用の義務を負う制度は雇用と年金の接続の観点から実現が困難というのであれば、例えば、地公法28条の6の組合に係る特例も参考とし、自治体同士で再任用に関する協定を締結するような場合に限定した上で、他自治体の退職者を再任用できるような制度を検討すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

○ 本件提案については、多様な人材の活用に係る本来の仕組みである任期付職員制度で対応できるものであり、再任用制度を改正する必要性に乏しい。

○ また、地公法28条の6の組合に係る特例（組合と構成団体とは、相互にその定年退職者等を再任用できること）については、組合の職務の性質上、高齢職員を従事させることが著しく困難な業務（消防事務、清掃事

務等)が多数存在し、組合内だけでは定年退職者等に係る雇用と年金の確実な接続が困難になるおそれがあることから、組合は構成団体の事務を処理するという両者の密接な関係性の下、組合の定年退職者等の再任用を確実に進めるようにする必要性に鑑みて、特別に措置されているものである。

○ 本件提案は、組合に係る特例とは異なり、適切な人材の確保という公務上の必要性から、他の団体の職員を任用することを求めているものであり、再任用制度とは趣旨・目的が異なることから、同制度で対応することは困難。

○ 本件提案は現行制度で対応可能なものであるが、このことが必ずしも自治体に十分に理解されていないことから、他自治体の定年退職者を任期付職員として任用できることやその具体的事例について、本年8月末に開催された全国人事担当課長・市町村担当課長会議において周知したところであり、今後も引き続き更なる周知を行ってまいらる所存。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

##### (4) 地方公務員法(昭 25 法 261)

地方公共団体の定年退職者等(28 条の4)については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平 14 法 48)に基づき、他の地方公共団体においても任用できることや、その具体的な任用事例について地方公共団体に平成 28 年度中に通知するなど、必要な周知を行う。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

106

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

連携中枢都市圏構想推進要綱に定める「連携中枢都市」の要件の緩和

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

現行の連携中枢都市圏構想は、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、「連携中枢都市」の要件として三大都市圏の都市も対象とするよう要件の緩和を提案する。

意欲ある地域を応援するため、三大都市圏内の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも連携中枢都市圏に位置づけられるよう要綱改正を提案するものである。

具体的な支障事例

連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。

本要綱では、連携中枢都市圏の対象を、その目的の中で「主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象」とし、さらには、具体的な要件として①指定都市・中核市、②昼夜間人口比率が概ね1以上、③指定都市や特別区への在住通勤0.1未満、を対象と位置付けている。

このように、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、三大都市圏の区域内であっても、人口減少・少子高齢社会において一定の行政サービスを維持するためには、近隣自治体との広域連携を進め、効果的・効率的な行政運営を行っていく必要がある。三大都市圏の区域内にも、都市計画区域や医療圏域等を同一とする様々な人口規模の自治体が存在する状況を踏まえれば、三大都市圏の区域外と同様に中枢都市を中心とした一定の圏域の形成が可能と考えられる。

そうした中で、三大都市圏の都市の中で、現状、本要綱の要件に当てはまる市はごく限られており、実質的には三大都市圏の各都市は本要綱の活用を希望してもできない状況にある。

特に東京圏にあっては都心(東京23区)に昼間人口が集中することで、昼間人口が少なくなる傾向にあること、また、神奈川県においては、政令指定都市が3市所在している地域的な特徴を有していることから、「指定都市からの時間距離が離れている」「昼夜間人口比率概ね1以上」という要件は非常に厳しい基準であると考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

三大都市圏の地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが見込める。

三大都市圏内にある人口20万以上の市の中核市移行等、地方分権が進展される。

さらには、第30次地方制度調査会の答申の中で「三大都市圏においては、水平的・相互補完的、双務的な広域

連携の取り組みが進んでいない」という点が指摘されているが、その課題解決に寄与するものとする。

## 根拠法令等

連携中枢都市圏構想推進要綱(平成 28 年 4 月 1 日付総行市第 31 号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

小田原市

○要綱、第 1(2)において構想の対象地域については、「主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象として推進する」としている。

当市は、中核・施行時特例市のうち、首都圏の中心より最も距離(概ね 70km 圏)がある中で、候補市で、当市と同じ施行時特例市である A 市は 60km 圏、B 市は 70km 圏となっている。

さらに、当市への通勤通学 10% 圏は周辺 1 市 7 町(本市を含め圏域人口約 36 万人)であり、首都圏にありながらも自立した経済圏を形成しているが、当該 1 市 7 町に C 町を加えた 1 市 8 町のうち、6 町がいわゆる「消滅可能性都市」であり、今後は現状以上に中心市である当市の支えが必要となることが想定される。

当市が所在する県西部地域の実態は、正に地方圏であり、一部地域を除いては三大都市圏内であっても地方圏と同様の課題を抱えていることは明白であり、構想を必要とする地域か否かは、地方圏か三大都市圏かではなく、実態を反映すべきであることから、三大都市圏内の都市であっても、その連携・中枢性等の実態に即して連携中枢都市圏に位置づけられるよう要綱改正が必要であると感じている。

## 各府省からの第 1 次回答

本件については、昨年度も同様の提案があり、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」平成 27 年 12 月 22 日閣議決定)において、「連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成 27 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂」(平成 27 年 12 月 24 日閣議決定)において、連携中枢都市圏の要件が確定したこと等を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日に連携中枢都市圏構想推進要綱を改正しているため、本件については既に検討済みであると認識している。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成 27 年の提案は、圏域内に中核市を有しない地域における実情を踏まえた要件緩和を求める内容であり、それを受けた措置(連携中枢都市の特例の創設(隣接 2 市))が講じられたものと認識している。

第 31 次地方制度調査会答申(平成 28 年 3 月 16 日)には、三大都市圏における広域連携等による行政サービスの提供に係る基本的な認識として「特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。」と指摘していること、また、指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会の三市長会からの「地方創生及び地方制度改革推進に向けた共同提言(平成 27 年 10 月 16 日)」には、「連携中枢都市圏構想」に関し、「同構想の対象外とされている三大都市圏内に所在する都市においても、少子高齢化や社会資本老朽化への対応などは切実な課題であり、各都市が課題解決に向け近隣市町村と連携して取組を進め、圏域全体で活性化を図っていく必要があることも踏まえ、支援を強化すること。」とある中で、当該提言等に基づく対応が見えないため、このことに対する改善提案を行ったものであり、具体には三大都市圏に適用されている要件を撤廃し、三大都市圏を対象とすることを求めるものである。

本件については平成 27 年度の提案とは内容が異なるものと認識しており、検討をいただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【小田原市】

平成 27 年の提案は、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として一定のまとまりを有する場合にも、連携中枢都市圏として位置づけられるように求めたもので、そのことへの対応として、総務省の一次回答のとおり措置が講じられたものである。

今回の提案は、第31次地方制度調査会答申(平成28年3月16日)の三大都市圏における広域連携等による行政サービスの提供に係る基本的な認識として「特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。」との記載がある中で、平成28年4月1日の連携中枢都市圏構想推進要綱改正で当該認識に基づいた対応が行われていないことから、このことに対する改善提案を行ったものであり、具体には、三大都市圏のみに適用されている要件を撤廃し、地域の実情に応じて活用できる柔軟な制度とすることを本市としては提案しているところである。

上記のとおり、本件については平成27年度の提案とは内容が異なるもので、地方からの提案に対する検討が未だ行われていない案件である。

なお、本市が加盟している全国施行時特例市市長会において、平成27年度から継続して同内容の提言を国に対して行っているところではあるが、現時点で特段の対応が見受けられない状況となっている。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 各府省からの第2次回答

連携中枢都市圏については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)」において、平成27年度中に具体的な都市圏条件を確定することとしていた。

この間に、平成27年度の地方分権改革に関する提案募集における提案のみならず、地方公共団体からのご意見やご要望を伺いながら都市圏条件を検討し、第31次地方制度調査会での議論も踏まえて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂(平成27年12月24日閣議決定)」において連携中枢都市圏の要件を確定した。

したがって、連携中枢都市圏の要件については既に検討済みであると認識している。

なお、連携中枢都市圏構想は、第30次地方制度調査会の答申において、「地方圏は、三大都市圏に先行して、すでに高齢化や人口減少といった課題に直面してきた。人々が快適で安心して暮らせる都市環境を確保するとともに、三大都市圏から地方圏への人の流れを作るためにも、地域を支える拠点の構築が課題」との認識のもと制度化された政策であるため、主として三大都市圏を除く区域を対象としている。

そのため、本提案については連携中都市圏構想自体の概念矛盾となるものであるため、受け入れることは困難である。

さらに、第31次地方制度調査会の答申を踏まえた連携中枢都市圏構想推進要綱の改正が行われていないとの見解が示されているが、同答申においては「三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。」とされており、三大都市圏では連携中枢都市圏とは異なる広域連携を進めるべきとされている。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

110

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

審査請求があった際の地方自治法に基づく議会への諮問手続の簡素化

提案団体

松山市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第206条第2項(給与その他の給付に関する処分)、第229条第2項(分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分)、第231条の3第7項(督促など)、第238条の7第2項(行政財産を使用する権利に関する処分)、第243条の2第11項(職員の賠償命令)及び第244条の4第2項の各規定に、新行政不服審査法で規定された審理員による審理手続及び第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、「ただし、審査請求が不適法であり、却下するときは、議会への諮問を要しないものとする。」を追加する。

具体的な支障事例

本市では、市長がした督促処分の取消しを求める審査請求が提出された。通常であれば、地方自治法及び行政不服審査法の規定に従い、諸手続や審査を経た上で、裁決案等を示して議会に諮問するところであるが、本件審査請求は、審査の前提となる督促処分を既に処分庁自らが職権で取り消していることから、もはや審査請求人の請求の利益がなくなるに至っており、その余の点を審理するまでもなく不適法として却下される予定である。この点につき、新行政不服審査法が、審査請求を不適法として却下する場合に第三者機関への諮問等を省略できる旨の規定を置いていることから、地方自治法に基づく議会への諮問手続についても省略できるかどうかを総務省に確認したが、当該議会への諮問手続は、審査請求を却下する場合でも必要との回答であった。したがって、本市議会では、諮問の日から20日以内に、委員会等で合議により審査し、さらに本会議で意見の表決をすることとなるが、本件審査請求のような場合には、実質的な審査を要する部分がないにもかかわらず、議会事務局や執行機関では、各会議の開催のための手続や議員の日程調整のほか、関係資料の作成のための事務処理に時間と経費をかけて、いわば形骸化した議会手続を消化せざるを得ない。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくても、当該議会手続が終わるのを待たなければならない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

明らかに不適法な審査請求の場合には、期間短縮による利便性の向上や、事務効率の向上などで、住民、地方議会、自治体の執行機関にとって相当の実益がある。なお、手続を簡略化したとしても、地方自治法で定められた本件諮問制度の趣旨を没却させるものとはいえない。

根拠法令等

地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項、行政不服審査法第9条、第24条、第43条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)



春日部市、日高市、宇部市、延岡市

—

#### 各府省からの第1次回答

地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第1項及び第244条の4第2項においては、審査請求があった場合、議会への諮問手続を経ることとされている。

これは、給与に関する事務又は財務に関する事務(以下「給与に関する事務等」という。)に係る審査請求に対する裁決は、被給与者や住民等の財産上の権利・義務に関する重大な事柄を対象とすることから、当該裁決については、執行機関単独で行うのではなく、議会への諮問手続を経ることにより、手続保障を充実し、手続面も含めた判断の正確性、公平性、客観性を担保することを目的としているものである。

すなわち、本来、審査請求に係る裁決については能率的見地に立って処理することが求められるところであるが、給与に関する事務等に係る審査請求に対する裁決については、可能な限り慎重に判断される必要があることから、地方自治法独自の制度として、本来的に執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問手続が設けられているものである。

この点、形式的な判断が容易で価値判断が全く入る余地のない審査請求と、実質的な価値判断が必要になる審査請求との線引きは、必ずしも明確にできるわけではない。また、実質的な価値判断が不要な審査請求についても、仮に議会への諮問手続を省略した場合には、裁決までの手続において第三者の視点が全く入らないこととなり、手続の正確性、公平性、客観性を担保するという地方自治法上の目的が達成されないこととなる。

したがって、審査請求が不適法であり請求を却下する場合においても、議会への諮問手続を省略することは適当ではない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「裁決までの手続において第三者の視点が全く入らない」という点については、他の審査請求についても同じことがいえるのであり、不服申立制度の一般法である行政不服審査法がそれを担保するための行政訴訟という道が残されていることを前提に不服審査の迅速化、簡素化を図ったのであれば、給与に関する事務等に関する審査請求に限って明らかに実質的な価値判断が必要ない審査請求についてまで依然として議会への諮問手続を必須とすることは、住民から提出される地方自治法、行政不服審査法、情報公開条例、個人情報保護条例等に基づく不服申立てを並行して処理する現場・窓口である地方公共団体にとっては、その制度的な均衡や取扱いが異なることの疑問を払拭しきれない。

また、「形式的な判断が容易で価値判断が全く入る余地のない審査請求と、実質的な価値判断が必要になる審査請求との線引きは、必ずしも明確にできるわけではない」という点については、例えば行政不服審査法第24条及び第43条の規定のように、明らかに形式的な判断が容易で価値判断が全く入る余地のない場合だけを法令で限定列挙するなどすれば、手続の正確性、公平性、客観性の担保という地方自治法上の目的を維持確保できるものと思われる。

総務省におかれては、地方自治法に基づく不服審査制度についても、可能な限りの慎重さを確保しながら、住民やその対応現場である地方公共団体のために少しでも手続の簡素化・迅速化を図るといった視点で引き続き御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

「給与に関する事務等」に対する審査請求についての地方公共団体におけるこれまでの運用実態を踏まえつつ、提案に対する議会三団体のご意見を伺いながら、見直しも含めて検討してまいります。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【総務省】

(1)地方自治法(昭 22 法 67)

(ii)給与その他の給付に関する処分等についての審査請求(206 条2項、229 条2項、231 条の3第7項、238 条の7第2項、243 条の2第 11 項及び 244 条の4第2項)については、当該審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告とする。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方独立行政法人の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更の手続きの簡略化

提案団体

青森県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方独立行政法人法(以下、「法」という)第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条に基づく「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更については、法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」に規定するか、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」としていただきたい。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

本県が設立した地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下、「法人」という。)では、近年、県が現物出資した財産の処分が毎年発生する状況となっている。これまでの処分は全て、地方独立行政法人法第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条の「条例で定める重要な財産」に当たらない出資財産の処分であり、処分に当たり議決は不要であったが、そのような財産でも法第8条第1項第9号の「資本金、出資及び資産に関する事項」として定款に定められていたことから、その変更には第8条第2項の定款の変更手続きが必要となった。今後も同様の処分が発生すると考えられ、この場合、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、財産の処分に係る定款の変更をするためには、全て、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける手続きをすることとなり、円滑な業務運営の支障となっている。

【支障事例】

法人が、本県から出資を受けた土地の一部を平成26年11月に国土交通省に売却し、定款を変更することとなり、平成27年7月にこの変更を総務大臣から認可された。また、同様に、法人が本県から出資を受けた土地の一部及び船舶を平成27年10月(船舶)と11月(土地の一部)に民間会社に売却し、定款を変更することとなり、現在この変更認可を総務大臣に申請している。これらの財産は、「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産であるが、処分に当たり定款の変更手続きが必要となり、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会对応と議決、認可申請といった多くの期間と事務が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」に規定するか、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」になることで、大幅な行政事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第8条第2項、地方独立行政法人法施行令第2条3号、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(通知)記第2第2項(平成25年10月17日付け総行第22号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、広島市

○平成 27 年 10 月に地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（食品開発研究所実験棟）の建物の一部を除却する際に、地独法第 8 条第 2 項の規定により定款の変更手続きが必要となり、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける手続きとなった。

### ○【支障事例】

本市が設立した地方独立行政法人加古川市民病院機構は、平成 28 年 6 月末まで 2 病院体制で運営していたが、平成 28 年 7 月に両病院を統合した新病院の開院に伴い、現物出資した財産を市に返還し、今後は市が主体となり公共活用及び民間活用する予定である。

これに伴い、平成 28 年 3 月議会で「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」の処分のほか、「定款変更」についても議決を得たところである。

財産の処分にあたり、今後の民間活用（売却）を見越して平成 27 年度に土地の確定測量を行った結果、面積修正が生じたところであるが、当該修正が法第 8 条第 2 項「政令で定める軽微なもの」として別途議決が必要か議論となった。

厳密には今回の面積修正は軽微なものに当たらないが、当該測量が今後の民間売却に関する一連の行為であり、別途認可は必要ないということで調整したところである。

今回提案の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たるかどうかだけではなく、財産処分の一連の行為である途中経過の修正についても軽微なものとして法令に明確に規定することで、定款変更事務の効率化が期待できる。

## 各府省からの第 1 次回答

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 8 条第 2 項に定める「軽微」な変更とは、従たる事務所の所在地の変更や、地方公共団体や所在地の名称の変更とされている（地方独立行政法人法施行令第 2 条）。法人の資産をこれらと同等の軽微なものとして位置付けることはできない。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県提案の趣旨は、定款で細かな資産まで別表として定めなければならないために発生する煩雑な手続きの簡略化を求めるものであり、その支障解決の具体的内容として第 8 条第 2 項への文言追加等を例示したところである。

提案の趣旨を踏まえ、手続きの簡略化について以下の観点から再度検討願いたい。

●法第 42 条の 2 に基づく「出資等に係る不要財産」及び法第 44 条に基づく「条例で定める重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更の議決は、当該資産処分後に行うものであり、事実上、議会に判断の余地がない（仮に否決された場合、定款と実態にかい離が生ずることとなる）。

なお、「出資等に係る不要財産」及び「条例で定める重要な財産」も、処分時に議決を経ることによって判断がなされ、その後の定款変更の議決は、議会に判断の余地がなく、形骸化しており、当該財産に当たらない出資財産の処分に際しては、より柔軟な取扱を可能とすべきではないか。

●地方独立行政法人の定款においては、地方公共団体がどのような資産を出資したのか明らかにし、透明性を確保するため列挙すべき、として別添のように資産を列挙し、定款の一部とされているところである。

しかしながら、同様の趣旨を持つ国の独立行政法人では、個別法において資産を列挙している例は見られない。

また、地独法同様に地方公共団体が出資し、定款に資産について記載することとされている土地開発公社においても、定款に資産を列挙している例は見られないため、このように定款に資産を列挙することは他の類似法令との均衡を逸しており、廃止すべきではないか。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国市長会】**

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

**各府省からの第2次回答**

- ・地方独立行政法人の定款については、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会議決に係らしめているものであって、議会議決といった手続を簡略化することはできない。
- ・地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために、資本金その他の財産的基礎を有しなければならない(地方独立行政法人法第6条)ことから、「資本金、出資及び資産に関する事項」は定款必須記載事項としていところである。定款記載事項としているのは、土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律第14条)と同じである。

**平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容**

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(消防用設備の設置義務の緩和)

提案団体

広島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、消防法で定められている次の設置基準について、戸建住宅と同様の規制に緩和する。

【設置基準】

- (1)消火器具の設置
- (2)自動火災報知設備の設置
- (3)誘導灯・誘導標識の設置
- (4)防災物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等)の使用

具体的な支障事例

【支障事例】

本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があり、古民家などの空き家が持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設として利用が進んでいない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の必要性】

不特定多数が宿泊する大規模なホテル・旅館とは異なり、家族や友人などの特定の1グループで10以下の少人数のグループに対して1棟貸(2階以下かつ300㎡未満)を行うような事業を想定している。実態としては、家族の実家に帰省して宿泊する場合など一般の住宅に宿泊する場合と同様であり、その性能・用途は住宅と同等と思われる。これは国内外からの誘客増加、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家の有効活用を推進するものである。

根拠法令等

- (1)消防法第17条、消防法施行令第7条、第10条
- (2)消防法第17条、消防法施行令第7条、第21条
- (3)消防法第17条、消防法施行令第7条、第26条
- (4)消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鹿角市、延岡市

—

#### 各府省からの第1次回答

消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところ。

空き家を宿泊施設として旅館業を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用を行っていただく必要があると考えている。

ただし、消防用設備等の設置が必要な場合であっても、消防署長等が火災予防上支障がないと認めた場合には、当該設備等の全部又は一部を設置しないこととする等の取り扱いが可能であり、例えば民宿等に設置される誘導灯及び誘導標識については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」(平成19年消防予第17号)で上記取り扱いの具体的な要件等が示されている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件提案のような、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているとのことなので、迅速な検討をお願いします。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

民泊サービスの制度設計に係る議論と併せて、適切な消防設備の設置基準についても検討を行うことを求める。

##### 【全国市長会】

施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊する施設であり、消防用設備の規制緩和には留意が必要。

#### 各府省からの第2次回答

—

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

道路の規制標示補修(塗直し)について

提案団体

厚木市

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省

求める措置の具体的内容

道路の規制標示補修(塗直し)について、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能となる措置

具体的な支障事例

## 【制度改正の必要性】

不鮮明になった横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗り直しについては、都道府県公安委員会の所管であり、補修が出来ない状態にある。本市において、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはねられて死亡する事故が発生した。事故との直接の因果関係は不明ながら、現場の横断歩道は薄れており、地元住民からも改善の要望が届いていた。その他にも市内には多数の不鮮明な規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が届いており、その都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緊急を要すると認められる場合等、都道府県公安委員会と道路管理者が協議の上、道路管理者が自発的に規制標示の補修(塗直し)ができる措置を講じることで、迅速な対応が可能となるため、安全の確保、交通事故の抑止などにつながる。

根拠法令等

道路交通法第4条第1項  
地方財政法第28条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、茂原市、松本市、豊田市、徳島県、久留米市

○当市でも同様に、修繕が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいのであれば、市が補修を実施することで迅速な危険箇所の改善が可能であると考えます。  
○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が不鮮明な箇所について補修要望があった際は、公安委員会に補修の要請を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。  
○都道府県公安委員会において設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警の限られた予算の範囲内において行っているため、その優先度



を検討して補修を行っている。

そのため、修繕が必要な箇所全てに対応できていない現状にあり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による修繕が可能となれば、より総合的な交通安全施設のインフラ対策が可能となる。

○本県においても、補修事業者等から同様の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながるものと考えられる。

○分譲地一帯を修繕(停止線、停止誘導線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施工時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。

#### 各府省からの第1次回答

地方財政法第28条の2は、地方公共団体相互間の経費負担に係る一般原則を規定しているものであり、個別の事務権限の主体について規定しているものではない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個別の事務権限の主体について規定しているものではないとのことだが、道路の規制標示補修(塗直し)のみについて、都道府県公安委員会との協議が整えば、道路管理者が自発的に補修を実施することに対し、地方財政法第28条の2に抵触するものでないとの解釈でよろしいか。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

適切な交通規制を実施するためには、道路標示の設置及び管理を一体として行うことが適切である。

##### 【全国市長会】

停止線の補修については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、提案のとおり、希望する市が実施できるようにするとともに、予算措置等の対応を行うこと。

#### 各府省からの第2次回答

地方財政法第28条の2は、地方公共団体間の経費負担の一般原則について規定しているものであり、個別の事務を実施する者については、当該事務に係る個別法令により規定されているものである。

道路管理者である市町村が自発的に道路標示の補修(塗り直し)を実施することについては、道路交通法その他当該補修を実施する者について規定している法令に照らし、当該事務を市町村において実施することが妥当かどうかを検討すべきものである。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

251

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

協議により道路管理者が自発的に規制標示の管理(修繕行為等)を行えるようにする規制緩和

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省

求める措置の具体的内容

規制標示の管理権限(修繕行為)について、都道府県公安委員会との協議により規制標示の修繕を可能とする。

具体的な支障事例

道路標示の内、公安委員会の権限である規制標示(横断歩道・停止線・「止まれ」等)については、道路交通法、地方財政法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「命令」という。)に基づき、公安委員会が設置、修繕を実施している。  
市道であれば、「止まれ」は公安委員会と協議の上、修繕を実施しているが、停止線・横断歩道は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。また、予算措置がなされていない等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市内では修繕が必要な箇所が多く、また、地域からの要望も多い。公安委員会との協議により道路管理者が自発的に規制標示の修繕を可能とすることにより、交差点における一体的な交通安全対策による安全性の向上効果が期待できる。

根拠法令等

道路交通法第四条第一項  
地方財政法第二十八条の二  
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大田原市、茂原市、厚木市、徳島県、久留米市

○当市でも同様に、修繕が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいのであれば、市が補修を実施することで迅速な危険箇所の改善が可能であると考えます。  
○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が不鮮明な箇所について補修要望があった際は、公安委員会に補修の要請を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。  
○都道府県公安委員会において設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管

理を行っているところであるが、各都道府県警の限られた予算の範囲内において行っているため、その優先度を検討して補修を行っている。

そのため、修繕が必要な箇所全てに対応できていない現状にあり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による修繕が可能となれば、より総合的な交通安全施設のインフラ対策が可能となる。

○本県においても、補修事業者等から同様の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながるものと考えられる。

○分譲地一帯を修繕(停止線、停止誘導線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施工時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。

#### 各府省からの第1次回答

地方財政法第28条の2は、地方公共団体相互間の経費負担に係る一般原則を規定しているものであり、個別の事務権限の主体について規定しているものではない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

最高裁判例にて、「経費の負担区分が定められている事務について、地方公共団体相互で経費の負担区分を乱すことは、地方財政法二八条の二に違反する。」のような判例が出ており、提案内容のとおり、道路管理者が自発的に規制標示の管理を行えるようにするためには、地方財政法第28条の2に係る検討が必要と考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

適切な交通規制を実施するためには、道路標示の設置及び管理を一体として行うことが適切である。

##### 【全国市長会】

停止線の補修については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、提案のとおり、希望する市が実施できるようにするとともに、予算措置等の対応を行うこと。

#### 各府省からの第2次回答

地方財政法第28条の2は、地方公共団体間の経費負担の一般原則について規定しているものであり、個別の事務を実施する者については、当該事務に係る個別法令により規定されているものである。

道路管理者である市町村が自発的に道路標示の補修(塗り直し)を実施することについては、道路交通法その他当該補修を実施する者について規定している法令に照らし、当該事務を市町村において実施することが妥当かどうかを検討すべきものである。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

広域連合の規約変更手続の弾力化

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。

具体的な支障事例

【現状】

広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。

【支障事例】

①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続を行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。

②「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。

上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正にあたり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていることの3点を踏まえると、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第291条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

## 各府省からの第1次回答

広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、原則として総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部事務組合の手続に準ずるものである。

規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められること、のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がこれらの適法性・妥当性を判断することができないこととなり、適切ではない。また、当該許可は、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず実施する必要があるものである。

加えて、総務大臣は、その権限上、国の行政機関の全ての事務を所管するわけではないことから、総務大臣が、国からの権限等の要請が行われ得る広域連合の規約の変更を許可しようとするときには、当該広域連合が処理することとなる事務を所管する関係行政機関の長の考えも聴くことが適当であることや、複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する広域連合については、国の施策、事務等に深い関係を有することとなる場合もあると考えられるため、総務大臣が広域連合の規約の変更の許可をするときは、関係行政機関の長に協議することとされている。この点、届出制では関係行政機関の長の協議を担保することができないこととなり、適切ではない。また、当該協議も、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず、実施する必要があるものである。

以上のことから、都道府県の加入する広域連合の規約の変更を行う場合は、総務大臣の許可にかからしめる必要がある。

なお、総務省においては、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可に係る標準処理期間をおおむね3月と定めている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省からの回答について、

①広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の確認は可能であること

②総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度同条第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと

③②の協議により、当該事務が自治事務に属すとなれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与ができないこと解されること

以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

## 各府省からの第2次回答

1次回答において既に述べているとおり、規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、

- ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと
- ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断している。したがって、当該許可の際に確認が必要となる事項は関係地方公共団体の議会の議決のみではない。

また、広域連合は国からの権限移譲の要請を行い得るものであるとともに、当該広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さないことを判断することはできない。そして、この許可は、許可を要することとすること以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合に該当するものであって、その目的を達成するために必要な最小限度の関与である。

なお、総務省との事前協議はあくまで事実上の行為であり、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目の変更が関係行政機関の長の権限に属さないものであることを示すことはない。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

234

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃

提案団体

関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。

具体的な支障事例

【現状】

広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。

【支障事例】

①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。

②「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。

上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正にあたり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていることの3点を踏まえると、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第291条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県

—

## 各府省からの第1次回答

広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、原則として総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部事務組合の手続に準ずるものである。

規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められること、のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がこれらの適法性・妥当性を判断することができないこととなり、適切ではない。また、当該許可は、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず実施する必要があるものである。

加えて、総務大臣は、その権限上、国の行政機関の全ての事務を所管するわけではないことから、総務大臣が、国からの権限等の要請が行われ得る広域連合の規約の変更を許可しようとするときには、当該広域連合が処理することとなる事務を所管する関係行政機関の長の考えも聴くことが適当であることや、複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する広域連合については、国の施策、事務等に深い関係を有することとなる場合もあると考えられるため、総務大臣が広域連合の規約の変更の許可をするときは、関係行政機関の長に協議することとされている。この点、届出制では関係行政機関の長の協議を担保することができないこととなり、適切ではない。また、当該協議も、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず、実施する必要があるものである。

以上のことから、都道府県の加入する広域連合の規約の変更を行う場合は、総務大臣の許可にかからしめる必要がある。

なお、総務省においては、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可に係る標準処理期間をおおむね3月と定めている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

① 広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の確認は可能であること

② 総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度同条第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと

③ ②の協議により、当該事務が自治事務に属すとなれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与ができないと解されること

以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

## 各府省からの第2次回答

1次回答において既に述べているとおり、規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、

① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと



- ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断している。したがって、当該許可の際に確認が必要となる事項は関係地方公共団体の議会の議決のみではない。

また、広域連合は国からの権限移譲の要請を行い得るものであるとともに、当該広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さないことを判断することはできない。そして、この許可は、許可を要することとすること以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合に該当するものであって、その目的を達成するために必要な最小限度の関与である。

なお、総務省との事前協議はあくまで事実上の行為であり、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目の変更が関係行政機関の長の権限に属さないものであることを示すことはない。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

235

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大

提案団体

関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。

具体的な支障事例

地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。

一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)

【支障事例】

現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がともなわないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務をだけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。

また、要請にあたり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特例制度」とは異なり、協議にも応じてもらえず、徒労に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機運が高まらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。

根拠法令等

地方自治法

第252条の17の2第3項、第4項

第291条の2第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県

—

#### 各府省からの第1次回答

広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、

①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること

②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられること  
といった趣旨から設けられたものである。

本件については、平成26年度も同様の提案があり、その後の関西広域連合からの意見聴取及び関係省庁との協議を踏まえ、最終的には閣議決定に至らなかったものである。その後の事情変更も認められないことから、本提案については、既に検討済みであると認識している。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案の趣旨は、広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲の見直しのみならず、広域連合が国に移譲の要請を行うときには、地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例の制度」と同様に、国は速やかに協議に応じるべきことを求めるものである。

現行規定では、広域連合には国への要請権があるにもかかわらず、国に移譲を求める事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連するものに限られることから、国への要請権が実質的に行使できていない。

また、要請にあたって、「条例による事務処理特例の制度」とは異なり国との協議が義務付けられていないことも要請権の行使を阻害する要因の一つとなっている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとしている趣旨及び当該提案に関しては既に検討済みであると認識していることについては、1次回答において既に述べているとおりである。

また、この要請の場合には、広域連合との協議が国に対して法律上義務付けられているものではないが、要請を受けた国において委任の可否について十分検討することが期待されているものであり、国への要請を阻害するものとは考えていない。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

268

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

郵便等による不在者投票の範囲を「要介護4」まで拡大するよう関係法令を改正すること

具体的な支障事例

介護保険法の「要介護4」の介護状態は、「介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態」で、具体的には、「寝返り、両足での立位、移乗、移動、洗顔、整髪」などの日常生活能力が低下している状態であり、要介護4の認定者は要介護5の認定者と同様に、介護なしでは移動が困難な状態の方が多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

平成 26 年度末現在で、本区においては要介護5の認定者は 852 人、要介護4の認定者は 1,064 人いる。高齢化の進展に伴い、今後本区のみならず全国的に重度の要介護者数は増加していくことが予想される。郵便等による不在者投票を「要介護4」まで拡大することにより、投票する意思があっても、投票所に行くことができない区民の選挙権行使の確保につなげることができる。

根拠法令等

公職選挙法第 49 条第2項、同施行令第 59 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石狩市、宮古市、栃木市、新宿区、伊豆の国市、防府市

○本市では平成 27 年度末現在で、要介護5の認定者数は、941 人、要介護4の認定者数は、1,139 人となっており、また、高齢者世帯も年々増加している。

郵便等による不在者投票は、平成 16 年3月1日に対象者の見直しが行われ、「要介護5」の方が郵便等による不在者投票ができるようになったが、対象者の見直しから 10 年以上が経過し、少子高齢社会を迎える中で、現行制度では対象外となっていて、介護なしでは投票所に行くことが困難な「要介護4」まで拡大することにより、投票する意思のある選挙人の選挙権行使の機会の確保ができる。

○介護認定については、「要介護5」から「要介護4」に認定が変更される例も見られ、従来利用できていた本制度が利用できなくなる。その場合、実質的に当該選挙人の選挙権行使の機会が失われることとなり、当区においても、過去に本人や家族などからの苦情につながったケースもあった。

また、「要介護4」からの本制度利用を訴える声も区民から寄せられている現状がある。

○平成 26 年度末現在で、本市においては要介護度 5 の認定者は 285 人、要介護度 4 の認定者は 316 人い

る。本市は合併により市域が拡大し、旧村地域においては投票所までの距離が遠いため、郵便投票の範囲の拡大は住民の利便性の向上につながると思われる。

○要介護4の介護状態は、「重度の介護を必要とし、立ち上がりや歩行などの動作、居室の掃除や排泄などの身の回りのことがほとんどできない」とされており、ほとんどの方が介助なしでは投票所へ行くことが困難である。

本市において、平成26年9月末現在で、要介護5の認定者は503人、要介護4の認定者は623人いる。さらに、高齢者人口の増加及び要介護者の認定率の上昇から、要介護者は今後も増加していく見込みである。

郵便等による不在者投票ができる者を「要介護4」まで拡大することにより、身体的な理由で投票所に行くことができない有権者の投票の機会を確保し、投票環境の向上につなげることができる。

#### 各府省からの第1次回答

選挙の投票については、できるだけ多くの方に機会を確保することが求められると同時に、選挙の公正を確保することも重要である。

郵便等による不在者投票は、かつて不正が横行して、昭和27年に一旦廃止された。その後、昭和49年に身体障害者手帳における一定以上の重度障害者等に限定して再創設され、平成15年に各党各会派における議論・協議を経て、介護保険の要介護5の者を対象に加える等の改正がなされ、現在に至っている。

郵便等投票の対象者の拡大等、現行制度で投票することが困難な方々の投票機会をどう確保していくかについては、総務省として、その重要性を認識しているが、一方で、過去の経緯から選挙の公正確保との調和の観点も含めて検討されるべき課題であり、各党各会派において議論されるべき事柄であると考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

選挙の諸手続きについては、公正の確保や不正の防止を担保することは大前提であるが、高齢化社会の急速な進展に伴い要介護者数も年々増加しており、選挙人やその家族等から郵便等による不在者投票の対象者の範囲の拡大についての要望が多数寄せられていること及び投票の意思があっても投票所まで同行する介助者がいないなど、自ら投票に行くことのできない選挙人の選挙権行使の機会の確保は重要と考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 各府省からの第2次回答

—

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

101

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施

提案団体

新見市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

平成26年度から2カ年にわたり、法務省へ要望したが、公サ法により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とすると、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多いため、登記所の各種証明発行業務を民間委託でなければならないということでは、これは住民に対するサービスの提供が明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者が減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうなれば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在、市民の中には片道60kmを超える道のりとなっている者もいるが、市役所で取り扱うことができれば、30km程度に抑えられ、大幅に利便性が向上する。また、市が行うことにより、人件費が抑えられ、財政面においても国の負担は減ると考えられる。さらに、市の窓口で証明発行が可能となれば、他業務とのワンストップサービスが可能となり、市民と一体となった行財政運営がさらに発展する。

根拠法令等

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)は、民間委託に関する法律で

あり(第1条参照)、御指摘の条文は本来国職員である登記官が行うとされている業務を、特例として民間委託できるようにしたものである。

したがって、御提案の内容は法の基本理念にそぐわないものであり、対応は困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公サ法第3条の基本理念では、「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」旨がうたわれている。

このため、本市内で民間事業者が特定業務を行うのであれば、本市が特定業務を行うことは基本理念にそぐわない面があるかもしれない。

しかし、現実には本市内で民間事業者による業務が行われていないため、市民は時間的にも経済的にも多大な負担を強いられており、理念の前提にある「公共サービスによる利益を享受する国民の立場」に立ったものとなっていないことは明らかである。

国民の立場に立って物事を考えれば、公共サービスの提供を受ける機会を、ある程度平等に保つことが必要であり、希望する基礎自治体が特定業務を実施できるように、公サ法の一部改正を提案する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

登記事項証明書の交付事務に係る国と地方の役割分担を踏まえた検討が必要である。

#### 各府省からの第2次回答

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律は、民間委託に関する法律であり(法第1条参照)、また、御指摘のあった法第3条について、「民間事業者の創意と工夫を適切に反映させること」により、良質かつ低廉な公共サービスを実現することを法の理念としている。

すなわち、本法律は、本来国職員である登記官が行うとされている業務を、特例として民間委託できるようにしたものであり、ご提案の内容は法のそもそもの趣旨・基本理念にそぐわず、対応は困難である

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

270

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍事務の窓口業務に関して、真に自治体職員が行わなければならない業務の範囲を明確にするとともに、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について、実務を鑑みて、その取扱いの見直し・拡大を検討すること

具体的な支障事例

当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者に委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進しているが、東京法務局の平成26年現地調査において、一部の業務内容について改善を求められた。

また、窓口業務等の外部委託にあたり、委託可能な業務の範囲は各省庁から示されているが、その範囲が明確でないことから、例えば、

- ①審査決定に係る定型的な入力、押印に関しても公権力の行使と見なされるおそれがあるため、ボタンの押下や押印といった作業的な単純業務も自治体職員が行う
- ②書類不備や記載事項が不十分な申請者に対し、書類の追完や記載の修正がない場合、受理できない旨を伝えただけでも、事実上の不受理処分該当すると見なされるおそれがあるため職員が行うなどの措置を図っている。

その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなっており、効率的な業務運営に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体職員が行わなければならない業務と、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲が明確になることで、適切な役割分担に基づいた、効率的な業務運営が可能となる。

根拠法令等

戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について（平成25年3月28日付法務省民一第317号法務省民事局民事第一課長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小山市、安曇野市、豊田市、津市、久留米市、五島市

○戸籍業務に関しては「審査入力の確定ボタンの押下」「証明書の全件確認」等、あらゆる業務において、部分的に自治体職員が関与すべきとされている。本市においては、民間事業者への委託は検討中の段階であるが、



こうした拘束のために、戸籍業務の委託は実務上困難と考えている実情がある。自治体職員と民間事業者の業務分担を、現実的かつ効率的に切り分けのできるレベルでの指針が示されなければ、民間事業者への委託は実質的に困難と言わざるを得ない。

#### 各府省からの第1次回答

業務の範囲の明確化について、総務省においては、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲が明確になるよう、事業を所管する省庁との協議のもと、平成27年6月4日に「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)を发出している(なお、本通知については御指摘の通知の内容を含めたものである)。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省より通知は发出済みであるが、例えば「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務一届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、通知では民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。

現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要があると考えており、総務省は、各担当省との調整、働きかけ及びとりまとめ等、その中心的な役割を果たすべきと考える。

平成27年6月4日「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)において、民間事業者の取扱いが可能な業務が明示されている。

しかし、例えば「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務一届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。このため法務省は、現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要がある。

また、法務省の第一次回答のとおり戸籍事務の窓口業務の民間委託を実施する限り、実際は業務の細分化を行わざるを得なくなり、効率的な業務運営に支障が生じてしまう。

公権力の行使とみなされている業務のうち支障事例にある確認等の業務は、民間の受付業務と大きく相違するとは考えられないため、法務省は、民間事業者でも対応可能な業務とする措置や基準設定を講ずるべきと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

御意見の点については、経済財政運営と改革の基本方針2016に基づく自治体の公共サービスに関する検討において、所管省庁と協議しながら、考え方を整理し、地方自治体における窓口業務等の民間委託実施の際の活用に資することとして参りたい。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

(8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51)

地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

271

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

窓口業務の民間事業者への委託に係る適切な実施方法の検討

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

窓口業務を民間事業者へ委託する際、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされる場合がある。そのため、具体の実務に即した整理を行い、必要な措置を講ずること

具体的な支障事例

当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者への委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進している。

現状では、公共サービス分野という民間企業の参入が未開拓の分野においては、業務に習熟している事業者が非常に少なく、一定程度技術や知識の移譲が必要となる。しかしながら、受託者が自治体職員に作業手順等を聞きながら作業することは、事実上の指揮命令と判断され、労働者派遣事業と見なされる(「偽装請負」と見なされる)こととなり、労働者派遣法上の規制の対象となるため、対応が困難である。このため、業務手順の見直しを行ったが、その結果、受託者の従業員と自治体職員との、迅速な意図伝達が困難となり、本来の公共サービス改革の趣旨を十分に実現できておらず、効率的な業務運営に支障が生じている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「偽装請負」に当たらない形で、自治体職員と受託者の迅速な意図伝達が行われることにより、効率的な業務運営が可能となる。

根拠法令等

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

小山市、柏市、安曇野市、豊田市、津市、五島市

—

各府省からの第1次回答

民間事業者に対する委託の整理について、所管省庁と協議のもと、適正な請負(委託)事業の実施方法や、効率的な請負(委託)事業の事例を整理した「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」(平成26年3月改定・内閣府公共サービス改革推進室)を発出しているところ。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

労働者を指揮命令等するには、現行の法令解釈上、直接雇用や労働者派遣による業務運営となることは区でも認識している。労働者派遣といった手法を活用しながら委託につなげたとしても、従事者の特定はできないなど課題は多い。

さらに労働者派遣は臨時的/短期的雇用であり、民間委託等を活用した継続的、持続的な業務運営や公共サービス改革の趣旨である民間委託の推進につながっていない。

したがって、厚生労働省は、特に公共サービス分野といった民間企業の参入が未開拓の分野に対して、自治体職員と受託事業者の迅速な意思伝達が可能となる、「偽装請負」にあたらぬ委託の仕組み・措置等を講じるべきと考える。

窓口業務には正確性と迅速性が求められるとともに、適切な判断の下での大量反復処理が必要である。また、窓口業務の委託により、民間のノウハウを利用することでサービス向上につなげる必要もある。

一方、ノウハウの蓄積があるとしても、より高い専門性が求められる場合には、自治体側と受託者間での速やかな判断が求められる場合が生じる。

従って、サービス利用者(住民)の立場に立ちながら、自治体職員と受託者が迅速な意図伝達が行い得る、窓口業務委託の仕組みの構築が必要である。「経済財政運営と改革の基本方針 2016」にも掲げられている「窓口業務の適正な民間委託」を効果的効率的に進めるため、改めて関係府省で調整した、自治体窓口業務の委託への考え方を示すべきである。

なお、戸籍・住民基本台帳等の窓口業務は専門性が高く、従事者が安定しない労働者派遣では、対応が困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【柏市】

平成 27 年6月に打ち出された骨太の方針 2015 では、「市町村等で今も取組が進んでいない、窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務について、官民が協力して、大胆に適正な外部委託を拡大する。」と言及し、今後の窓口サービスの委託化推進を明確に打ち出している。

更に、地方交付税の算定の改革として、トップランナー方式の導入により、民間委託等の業務改革の推進が一層加速する状況の中、日本公共サービス研究会の幹事市を務め、先進自治体として窓口業務の外部化を進めている足立区で発生した偽装請負の問題は、今も他の自治体が窓口の民間委託導入を進める上で、足かせとなっている。総務省による第1次回答で示す「手引き」には、窓口における具体事例に即した偽装請負の線引きについては言及が殆どなく、足立区の事例はその手引き発出後に起きていることから、その効果が十分とは言えない。

本市においても、窓口の外部化を進めるに当たり、偽装請負防止の観点から、受託者側の労働者との接触に関し、慎重にならざるを得ず、仕様の複雑化や事務の煩雑化を招いている。これにより、窓口における一連の業務の連続性が損なわれる可能性及びサービスの低下に繋がる可能性を抱えている。

様々なケースが混在する窓口業務において、作業手順の説明すら指揮命令と判断される状況では、発注者、受託者にとっても非常に使い勝手の悪いものとなってしまう、結果、目の前で待つ市民にとっても不都合となる。

受託者から派遣される労働者の雇用の安定その他福祉の増進を確保しつつ、偽装請負の定義について再度整理をし、想定される事例を以って線引きを行っていただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 各府省からの第2次回答

御意見の点については、経済財政運営と改革の基本方針 2016 に基づく自治体の公共サービスに関する検討において、所管省庁と協議しながら、考え方を整理し、地方自治体における窓口業務等の民間委託実施の際の活用資することとして参りたい。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

### 6【総務省】

(8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平 18 法 51)

地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

46

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

税控除対象 NPO 法人の指定方法の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

指定 NPO 法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。  
この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。

具体的な支障事例

【制度概要】

認定 NPO 法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。

一方、指定 NPO 法人は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号及び第 3 項の規定により、道府県の条例で指定されることによって寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。

本県では平成 25 年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在 10 法人を指定している。

【支障事例】

NPO 法人の新規指定や、指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。

しかし、条例改正のタイミングは年 4 回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。

そこで、認定 NPO は一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定 NPO 法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

寄付金税額控除の対象となる NPO 法人の申請から指定までの期間を 1~2 か月程度短縮することが可能となる。これにより、指定 NPO 法人がその活動(寄付金獲得活動)を早期に開始することができる。

根拠法令等

地方税法第 37 条の 2 第 3 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、横浜市、滋賀県、徳島県、長崎県、熊本県

○本県においても、平成 25 年 12 月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成 28 年6月定例会議に提案している。

提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5~6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成 23 年度税制改正大綱)からも支障を来している。

本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。

そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。

○指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。

○寄附をした場合に地方税控除対象となる NPO 法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。

法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発な NPO 法人活動へ結びついていない。条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。

#### 各府省からの第 1 次回答

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとする事とされています。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。

このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定NPO法人については、より手厚い税制控除の対象となる認定NPO法人の要件ともなることから、慎重な手続が求められることは認識している。

しかし、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、議会の議決を経る条例で規則へ委任することで地方団体の意思を明確にできるのではないかと考えており、改めて検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【神奈川県】

総務省の回答では、現行どおりの運用を考えているようだが、神奈川県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。

現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的論議を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えることから、最低限これらについては、改善を求める。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

## 各府省からの第2次回答

繰り返しになりますが、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとするものとされています。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。

このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするためには、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。

また、一般に地方税の賦課徴収に関する基本的事項は、地方団体の条例によらなければならないこととされていることから、当該寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定については、条例で定めることが求められ、規則に委任することは適切ではないと考えます。

なお、寄附金税額控除の対象となるNPO法人について、条例において、個別に当該NPO法人の名称に加え、主たる事務所の所在地も規定する必要がある理由は、納税者及び認定NPO法人の認定を行う所轄庁が明確に当該NPO法人を特定できるようにするためであり(特定非営利活動促進法では、NPO法人の名称について重複が排除されていないことから、名称のみとした場合、当該法人を特定できないおそれがあります)、主たる事務所の所在地も名称と併せ当該法人を特定するため必要不可欠な情報と考えております。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

283

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。

具体的な支障事例

寄附をした場合に地方税控除対象となる NPO 法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。

法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発な NPO 法人活動へ結びついていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。

根拠法令等

地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、横浜市、滋賀県、徳島県、熊本県

○本県においても、平成 25 年 12 月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成 28 年6月定例会議に提案している。

提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5~6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成 23 年度税制改正大綱)からも支障を来している。

本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。

そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。

○指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市において



も、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。

○本県でも、NPO 法人の新規指定や、指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合には、その都度条例改正を行うため、議会開会時期のタイミングによっては申請から指定までに最長で約半年を要している。

そこで、認定 NPO は一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定 NPO 法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せていただくよう同様に提案している。

#### 各府省からの第 1 次回答

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定 NPO 法人以外の NPO 法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定 NPO 法人の認定要件のうち PST 要件を満たすものとするものとされています。

これらにより、指定を受けた NPO 法人が認定 NPO 法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。

このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与する NPO 法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該 NPO 法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の回答では現行どおりの運用を考えているようだが、本県では、NPO 法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。

現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的論議を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えることから、最低限これらについては、改善を求める。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第 2 次回答

繰り返しになりますが、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定 NPO 法人以外の NPO 法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定 NPO 法人の認定要件のうち PST 要件を満たすものとするものとされています。

これらにより、指定を受けた NPO 法人が認定 NPO 法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。

このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与する NPO 法人であることを当該地方団体の意思として明確にするためには、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該 NPO 法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。

また、一般に地方税の賦課徴収に関する基本的事項は、地方団体の条例によらなければならないこととされ

ていることから、当該寄附金税額控除の対象となる NPO 法人の指定については、条例で定めることが求められ、規則に委任することは適切ではないと考えます。

なお、寄附金税額控除の対象となる NPO 法人について、条例において、個別に当該 NPO 法人の名称に加え、主たる事務所の所在地も規定する必要がある理由は、納税者及び認定 NPO 法人の認定を行う所轄庁が明確に当該 NPO 法人を特定できるようにするためであり(特定非営利活動促進法では、NPO 法人の名称について重複が排除されていないことから、名称のみとした場合、当該法人を特定できないおそれがあります)、主たる事務所の所在地も名称と併せ当該法人を特定するため必要不可欠な情報と考えております。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。

具体的な支障事例

感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。

※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・記載項目が減ることで、申請者にとって記載等に係る負担が軽減され、行政にとっても不要な情報を管理するコスト及び漏えい等のリスクを回避でき、事務の効率・簡素化に資する。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、豊田市、大津市、京都市、大阪府、大牟田市、大分市

○法第37条の2について活用する予定は今後も無いこと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考える。

○通院医療の際は、マイナンバーが不必要にも関わらず、未記載の場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらうため、患者の負担となっている。不必要な個人情報を管理しなければならないことから、行政側の管理の手間がかかっている。

○申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載させることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の面からも、不要な個人情報を保有することは望ましくない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請者世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第 37 条の 2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、所得税額の調査は不要であるにも関わらず、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバー法による特定個人番号の厳しい取扱いの中で、前述の不必要な収集は管理上好ましくないため、法第 37 条の 2 の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。

#### 各府省からの第 1 次回答

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)第 37 条の 2 第 1 項に係る事務については、個人番号を利用して個人情報を効率的に検索し、及び管理することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第 52 条第 3 号)また、感染症法第 39 条第 1 項の費用の調整に関する事務において、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報を、個人番号を用いて連携することができ、保険の加入状況等を把握することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための法律別表第 2 第 97 項)

以上のように、感染症法第 37 条の 2 第 1 項に係る事務についても、個人番号を活用し事務の効率化に資する場面は想定されるため、同項に基づく公費負担申請の際には、引き続き個人番号の記入をお願いすることとしたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報の必要性や事務の効率性のうえで、本件については、感染症法第 39 条第 1 項に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため必要であるとの回答であった。

しかし、今回、要望している感染症法 37 条の 2 に基づく公費負担医療申請時の記載事項については、同法施行規則第 20 の 3 に示されているが、その記載事項に保険の加入状況は、明確な記載事項になっておらず、今回指摘のあった法 39 条第 1 項に関する必要な保険加入状況の確認については、申請前に医療機関が保険証の提示を求め確認している事項である。

従って、法 39 条第 1 項で必要となる保険の加入状況は医療機関で把握することから、申請を受付する保健所では、個人番号を以て保険の加入状況を確認しない情報であり、そのために個人番号を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手のために、あえて特定個人情報の提供を求めることとなるため、引き続き法 37 条の 2 の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

#### 各府省からの第 2 次回答

(内閣府の回答を記載)

御指摘のとおり、感染症法第 37 条の 2 第 1 項に基づく公費負担申請時の記載事項として、保険の加入状況は求めている。しかし、申請時の添付書類の省略のために個人番号の記入を求めているわけではなく、感染症法第 39 条第 1 項により、公費負担額の決定の際には、金額のみならず都道府県において保険情報を確認する必要性が生じるため、この点における事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものである。マイナンバー法に反した不必要な情報の入手ではないため、引き続き個人番号の記入を求めることとしたい。なお、本取扱いについては通知を発送し周知させていただくこととしたい。

**6【総務省】**

(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平 10 法 114)

公費負担の申請時(37 条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39 条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要があり、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び厚生労働省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所地情報」を加えるよう、番号法の改正等

具体的な支障事例

マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成事務システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所地情報」が取得できない。  
住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)により「住所地情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署配置の住基システム端末では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体に1台しか設置されていない親機に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。  
難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図られない。  
なお、難病法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請等の際に住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから行政事務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、茨城県、神奈川県、長野県、静岡県、豊田市、滋賀県、島根県、鳥取県、岡山県、沖縄県

○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所地情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。

○提案県と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めることになり、住民にとって利便性の向上が図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本庁にしかなく申請を受けける保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。

○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理手間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通りに住民記載事項証明書を市町役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所地情報が取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めることになり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所地情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。

## 各府省からの第1次回答

基本4情報及びマイナンバーは容易に個人を特定できる可能性のあるものであるため、万が一情報漏えいした場合には、容易に本人が特定されてしまい、被害が拡大する可能性がある。

そのため、他の機関の保有する情報を照会する時は、マイナンバーや基本4情報を直接用いず、機関ごとに異なる「符号」という別の番号を使って情報連携を行うことにより、個人情報誰のものであるか特定することができないようにしている。

したがって、情報連携の対象となる「住民票関係情報」に「住所地情報」という基本4情報の一部を追加した場合は、「符号」で本人特定をできなくしている意味がなくなってしまうもの。

なお、住所地情報は「本人確認情報」の一つであり、法令に定められた事務であれば、住基ネットで検索が可能であることから、当該事務で住基ネットを使用する必要があるのであれば、住基ネットの端末を追加で配備することにより、対応は可能となるものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府省からの回答にあるとおり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所地情報を確認する方法をとることで、具体的な支障の解消等が図られるものと認識しているが、他県における支障事例にもあるとおり住基ネット端末を配備する方法による支障の解消は、自治体の現状等に即しておらず、費用の面からも現実的ではない。

申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、住基ネットの追加配備に依らない形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【静岡県】

静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。

その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。

また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、難病受給者証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえても、患者情報を必要とする難病業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

## 各府省からの第2次回答

住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。  
なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報は分散管理を行い、情報連携は個人を特定し得ないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所地情報を特定個人情報と紐付けることは、この仕組みの根幹に反する。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—



# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病法に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所地情報を追加

## 提案団体

栃木県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所地情報」が含まれるよう、改善を求める。

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

難病法に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等においては、対象者の住所地を確認することが必要となるが、現行の番号法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日省令)」の規定では、住所地情報が確認できないため、対象者に対し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大きい状況である。

また、住所地情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて情報を取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請書は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向く必要があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請等の際の住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから、行政事務の効率化につながる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、豊田市、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県

○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所地情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。

○提案県と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めることになり、住民にとって利便性の向上が図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本庁にしかなく申請を受けける保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。

○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理手間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通りに住民記載事項証明書を市町役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所地情報が取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めることになり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所地情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。

#### 各府省からの第1次回答

基本4情報及びマイナンバーは容易に個人を特定できる可能性のあるものであるため、万が一情報漏えいした場合には、容易に本人が特定されてしまい、被害が拡大する可能性がある。

そのため、他の機関の保有する情報を照会する時は、マイナンバーや基本4情報を直接用いず、機関ごとに異なる「符号」という別の番号を使って情報連携を行うことにより、個人情報誰のものであるか特定することができないようにしている。

したがって、情報連携の対象となる「住民票関係情報」に「住所地情報」という基本4情報の一部を追加した場合は、「符号」で本人特定をできなくしている意味がなくなってしまうもの。

なお、住所地情報は「本人確認情報」の一つであり、法令に定められた事務であれば、住基ネットを検索が可能であることから、当該事務で住基ネットを使用する必要があるのであれば、住基ネットの端末を追加で配備することにより、対応は可能となるものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

対象者の利便性向上のため、住所地情報を住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて取得することは可能だが、住基ネットを利用するための専用端末が申請書受付事務を行う各健康福祉センターに配備されていないため、住基ネットを利用するためには端末が配備された部署まで出向く必要がある。そのため、現状では情報連携が不十分と言わざるを得ず、行政事務の無駄を排除できていないのではないかと思慮する。

また、各健康福祉センターへ住基ネット端末を配備するためには追加的な予算措置を要するため、費用の面からも効率化が図れるとはいえない。

以上から、対象者の利便性の向上と行政事務の効率化の双方を同時に達成するためには、住基ネットの追加配備に依らない形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、制度上の制約を解消すべきである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【静岡県】

静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。

その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。

また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、難病受給者証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえても、患者情報を必要とする難病業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

## 各府省からの第2次回答

住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。  
なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報は分散管理を行い、情報連携は個人を特定し得ないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所地情報を特定個人情報と紐付けることは、この仕組みの根幹に反する。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

153

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)

## 提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)

## 具体的な支障事例

### 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。

### 【支障事例】

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。

当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。

しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二37の項

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、島根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県

○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要（文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」）であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる（マイナンバー法別表第二 37 の項）。

生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの十分な向上が期待できない。

○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のため必要な経費について支弁している。

経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を徴取する必要があるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。

○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。

## 各府省からの第1次回答

（内閣府の回答を記載）

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本制度は法律や国の基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。

申請者が提出すべき資料の1つに保護者等の生活保護の受給を証明する書類がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対象外となった場合、生活保護受給者のみが別途、市役所等で証明書を取得する必要が生じるため、申請者の負担が他の申請者よりも大きく、住民サービス面において不平等である。

また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就修学支援の充実の観点からも対応が必要であり、前向きに検討願いたい。

なお、本件については、文部科学省とも調整の上、対応願いたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

北海道では、当該事務に係るマイナンバー制度における情報連携（情報照会）を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について

検討していきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

- 特別支援学校への就学奨励に関する法令によれば、生活保護関係情報について情報連携を行う必要性が認められるため、生活保護関係情報を連携対象とするよう、関係省庁と連携して必要な法改正等を行う。
- なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

(10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

( i )特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭 29 法 144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の 37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。

(関係府省:内閣府、文部科学省及び厚生労働省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

154

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)

## 提案団体

京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。

## 具体的な支障事例

### 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

### 【支障事例】

上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。

本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。

そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。

なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第231の項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

（内閣府の回答を記載）

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものとする。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。

また、総務省におかれては、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するの可否かの判断にかかっており、収入の上限にのみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するののかということを総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。

○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A（独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していなければならない）には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。



○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成 29 年 7 月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

- 提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務」を独自利用事務の情報連携対象事務とする。
- また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能なので、その旨を個人情報保護委員会の Q&A に明示することとする。
- なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要なため、最速で平成 30 年 4 月以降となる。
- 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年 1 度開催することとする。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

### 6【総務省】

(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(ii) 地方公共団体が 9 条 2 項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。

・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平 5 法 52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表 2 の 85 の 2)に準ずる事務としても認めることとする。同時に、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平 15 法 94)による学資の貸与に関する事務(別表 2 の 106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平 27 特定個人情報保護委員会)を平成 28 年度中に改正する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)

・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関する Q&A」(平 27 特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成 28 年度中に改正し、明示する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会及び国土交通省)

・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年 1 回開催する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)

## 提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。

## 具体的な支障事例

### 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用できるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

### 【支障事例】

法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。

本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県

○法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。

○就学支援金事務及び独自利用事務（学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務）において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてもらいたい。

○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。

○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものとする。

○「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。

マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。

[独自利用事務]県立学校等の授業料の減免：課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報（生活保護関係情報）が必要。

## 各府省からの第1次回答

（内閣府の回答を記載）

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯である生活保護世帯には手厚く補助をする制度となっており、生活保護の受給状況を把握することが必須になっているため、受給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えています。

また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給単価に差を設けており、国が給付申請書の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報を入手することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めることは、国民の理解を得ることは難しいため、子どもの貧困対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。

なお、法定事務である高等学校等就学支援金事務においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができるかとされておりますが、生活保護関係情報を入手することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきで

あると考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

○ 提案団体が挙げる特定個人情報(生活保護関係情報)を情報連携に用いる法定事務(独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務)を、準じる法定事務として独自利用事務の情報連携対象事務とする。

○ なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

○ 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

(10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。

・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとする。同時に、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学資の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)

・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106 項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)

具体的な支障事例

【現状】

平成 17 年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学資金事業等を移管している。

【支障事例】

当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。

しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)  
別表第2 106 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、長崎県、大分県、沖縄県

○高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。

○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。

よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものとする。

○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。

#### 各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

マイナンバー法第9条第2項により、地方公共団体は条例で個人番号を利用することができる事務を定めることが可能であり、また当該事務を委託している場合、委託先においても個人番号を利用することは可能です。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県は、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等ができない。

そもそも、当該奨学金事務は(独法)日本学生支援機構(旧日本育英会)から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、(公財)兵庫県高等学校教育振興会のような都道府県から奨学金事務を移管・委託された公益財団法人が利用等できないのは法制上の不備である。そのため、本県は番号法別表第1及び別表第2に当該事務及び公益財団法人を追加することを提案している。

それが不可能な場合であっても、移管先等において、マイナンバー取扱規程を定め、それに基づいて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員法上の身分を有し同法上の守秘義務が課せられている場合は、実質的に県が実施する場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等について、事務の移管・委託をした場合でも移管先等で個人番号の利用及び情報連携ができるよう法改正をお願いしたい。

なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者に位置付ける必要があるが、「高等学校の奨学金事務について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と限定することで可能であるとする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があり得るが、当該事務の所管省庁と情報提供する事務の所管省庁の調整が整えば、制度改正ということはある得るとの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただき、当該制度改正に向けて整理・調整を進めていただきたい。

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで一般的に財団法人を位置付けるかという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確なのではないか。また、公益財団法人について一般的にではなく、条件を付けて限定的に規定することもあり得るのではないかと。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

- 移管を受けた公益財団法人での利用については、マイナンバーの民間での利用を可能とする提案となるが、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、民間での利用は認めていない。
- 委託を受けた公益財団法人での利用については、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考えており、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされている公益財団法人を情報連携の主体として認めることは困難である。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

(参考)

### 6【総務省】

(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(vii) 上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び国土交通省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

252

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)

具体的な支障事例

マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。  
従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。  
繁忙期の1月～5月では、200～300件/1日进行处理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住所変更による券面事項の追記を不要にした場合、転入・転居などの事務作業のうち通知カードへの記載時間が不要となるため、住民の待ち時間の短縮が期待される。また、住所異動が多い住民は、追記欄不足が頻繁に発生し、通知カードの再交付が必要となるが、住所異動による追記が対象外となれば、再交付件数が抑えられ、発行及び送付にかかる経費の削減を図ることができる。  
マイナンバーカードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。  
窓口事務の円滑な運用や、住民待ち時間の短縮や通知カード再発行にかかる経費の削減のため制度改正が必要と考える。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第5項  
通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、川越市、所沢市、桶川市、銚子市、柏市、八王子市、新宿区、文京区、練馬区、川崎市、松本市、東海市、尾張旭市、津市、大阪市、高槻市、広島市、宇部市、下松市、山陽小野田市、八幡浜市、北九州市、大牟田市、久留米市、大分市、中津市



○本市は、東京に近いベッドタウンの性格を持ち、住民異動の届出を毎年多く受けている。

制度開始により、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加されたことで、業務量及びその所要時間が大きな負担となり、住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因になっている。

また、窓口対応に要する時間が増えたことで、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多く発生している。

本人確認に使用できない通知カードの追記事務が不要となることで、職員約1.5人分の業務量が削減となり、直結して増えている住民の待ち時間の減少につながるため、制度改正が必要と考える。

通知カード追記発生要件 = 転入・転居届出

●H27年度

転入届出数 15,998件

転居届出数 7,686件

●住民基本台帳人口・世帯数(H28年3月31日現在)

人口 410,033人

世帯 179,764世帯

世帯人口 2.28人

●追記カード数

$(15,998+7,686) \times 2.28 = \text{約}54,000\text{枚}$

●1件あたり追記時間 約3分

●1年に増加する時間

$54,000\text{枚} \times 3\text{分} = 2,700\text{時間}(348\text{日分}) \Rightarrow \text{職員}1.5\text{人分の業務量}$

○通知カードは住民票を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の方の待ち時間が以前より多くなっている。

また、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合に追記が複数行にわたり、欄がすぐに埋まり再交付件数が多くなる。

税・社会保障の手続き時にマイナンバーを提示する際、通知カードは本人確認書類にあたらないため、通知カードと本人確認書類を提示しなければならない現在の運用であれば、通知カードは番号提示書類という意味合いが強いと思われ、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。

マイナンバーカードについては本人確認書類となるため追記が必要と考えるが、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合はすぐに埋まってしまう。シール等を張ることも認められていないため追記欄の拡張を要望する。

○当市においても、平成27年度実績で、年間6592件の転居及び6566件の転入があることから、通知カード及びマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が大きな負担となっている。特に、住民異動が集中する3月～4月については、今年は追記事務が増えたこともあり、例年にも増して窓口での待ち時間が大幅に増加し、多くの市民の方にご迷惑をかけることになった。本人確認書類とはならない通知カードについては、住所変更による追記を不要とするよう制度を改正することによって、処理時間を短縮することができることから、窓口事務の円滑な運用や市民の待ち時間の短縮を図ることが可能になる。

○住民異動及び外国人住民が多い本市では、住所変更があると通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書の券面記載事項の追記欄への記載作業及び通知カードの表面記載事項の追記欄がいっぱいになったことによる再交付申請作業(追記記載欄が5行しかなく、住所等を2回変更(住所変更を記載するのに概ね2行を要する)すれば3回目には再交付申請が必要)が大きな負担となり、また、住民異動が多い時期については市民の窓口での待ち時間増大の要因となっている。

また、市民が異動届出時に通知カードを提出しなかった場合、14日以内に通知カード表面記載事項変更届を提出し通知カードの表面記載事項を変更しなければならないとされている。

通知カードについては、本人確認書類にならない書類であるため、通知カードの表面記載事項の内容に変更や住所異動があった場合についての手続き及び記載を厳格に行う必要はないと考える。

窓口事務の円滑な運用や市民の手続きの省略や待ち時間の短縮、通知カード再交付にかかる経費の削減のためにも通知カードの表面記載事項の変更届等については不要とするよう制度改正が必要と考える。

○当市は外国人実習生の割合が多く、転入・転居の際に一度に10～20人がまとまって手続きされることもある。外国人の異動の場合、異動届の入力のほかに在留カードに新たな居住地を記載し、さらに通知カード・個人番号カードの券面変更事項を記載しなければならないため、その間対応する事務職員の数が不足し、一時的ではあるが窓口での待ち時間増大の原因となっている。

○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。これ

により、住所変更による通知カードへの追記だけでも、年間約6万3千枚の追記事務が増大し、住所異動の繁忙期においては最大約700枚/日の事務が増大している。

これにより、住民異動の窓口において事務処理時間及び待ち時間が増大し、区民サービス低下の大きな要因となっている。また、増大した事務作業のための人件費も区市町村の大きな負担になっている。

この様な状況の中、次の理由により、通知カードの券面変更事項の追記事務について、「住所変更」については追記の対象から除外する本提案について賛同する。

①通知カードの交付目的は個人番号を通知し当該個人番号を確認するためのものであり、一般的な本人確認書類としては利用できない。また、個人番号の確認においては、通知カードに記載された氏名・生年月日により対象個人を特定できるため、常に最新の住所を追記する必要性に欠ける。

②通知カードの追記事務は法定受託事務の対象外とされているため、全国の区市町村において当該追記事務のための費用負担が発生しているが、真に必要なない事務を見直すことにより、地方財政の健全化に寄与する。

③都市部では人口流動が激しく、頻繁に住所異動を行う者も多く見受けられ、通知カード追記欄の余白が無くなることによる再交付が今後増大すると見込まれる。住所変更の追記を除外することにより、通知カード再交付件数を抑制し、通知カード所持者の手続きの負担軽減、通知カードの再交付に係る経費(国庫補助)の削減が図られる。

○住民異動事務の際、通知カード及びマイナンバーカードに券面事項の追加が必要であるため、住民の待ち時間が増えている。

また、通知カードについては、カードを規定の大きさに裁断する必要があるが、裁断機は高額で購入が難しく、裁断を手作業で対応しているため、住民異動が多い時期は、待ち時間の増大となっている。

○通知カードの追記については、カードを切り取らずに持参する方が多いため、破かないように注意して切り取り、誤りがないように二重チェックで住所等を記載しており、事務量の増大を生んでいる。

これに伴い、1件の異動処理にかかる時間も増大しており、住民の待ち時間は繁忙期最大5時間超となった。

また、転入・転居届出時に通知カードを持参しない住民も多く、後日そのために再来庁していただき、券面事項変更届を記載していただく必要が生じ、住民にとっても手間となっている。

通知カードは本人確認書類とならないことは、総務省からの通知でも明らかにされており、券面記載事項の変更に伴う追記は必要ないと考えられる。

○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。

従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。

当区においては、年間の転入者約44,000人(国外転入除く)、区内転居者約30,000人計74,000人全員の通知カード、マイナンバーカードの券面記載(追記)をしなければならない。転入、転居以外にも戸籍届による氏名変更に伴う券面記載も必要になる。マイナンバーカード、券面記載の変更の他に券面アプリケーション、券面入力補助の更新、希望者には署名用電子証明書の更新を行わなければならない。また3~4月の繁忙期は、年間の転入・転居届出の40%が集中する。

追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。

通知カードは本来、個人番号を住民に通知するのが目的で、本人確認書類として使用できないので、変更事項の券面記載は必要ないのではないかと。番号制度上、個人番号と最新の住所の記載が必要ならば、コストがかかるカード形式ではなく、改ざん防止用紙を用いた「個人番号通知」を住所等変更の度に統合端末または既存住基端末から、印刷し交付する方式で十分ではないかと。

○通知カードは一般的な本人確認書類としては利用できないこと及びその主な目的が名称にもあるとおり本人への番号通知であること並びに紙製のカードは保管状態次第で裏書が不能となる状態になりやすいことを踏まえ、番号通知後のカード所持者の手続きの負担軽減及び混雑期における市区町村の事務負担の軽減のため、通知カードへの住所の裏書を廃止するよう要望する。

実際の事務処理にあたっては、カードを持参しない例が散見され、裏書を実施できないことが多い。そのための再来所を求めることの住民負担は極めて重い。加えて、カードの裏書欄に限りあることも勘案のうえ、住民異動の多い時期は特に大都市圏では住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっていることも併せてその裏書をしないことを切に要望するものである。

個人番号利用事務等実施者が、個人番号の提供を受けるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第16条の規定により、本人確認の措置として、一般的には個人番号カードの提示か通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示が必要となる。

本人確認の措置として通知カードの提示を受けるときには、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要となる。出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、個人番号の提供の際の本人確認ができないこととなる。

このために、番号利用法等において、通知カードの追記欄に、変更に係る事項の記載が必要としているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本人確認の措置として通知カードの提示を受けるときには、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要とあるが、写真付の1点確認で良い本人確認書類には、氏名・生年月日が記載されており、住所までの確認は不要となる。

また、写真無の書類では、2点の提示であり、実際に提示される想定される書類には、氏名・住所より氏名・生年月日の記載がされたものが主である。

よって、通知カード上の住所が真正である必要はなく、通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。

また、通知カードのみ住所変更がされていても、窓口業務の現状では、本人確認書類の住所も変更されていない事例は多く、逆に本人確認書類の住所は変更してあるが、通知カードは変更されていないというケースも多いことが見込まれる。

通知カードと本人確認書類の記載内容の確認は、上記で述べたとおり、氏名・生年月日で十分であり、行政・民間窓口での氏名・住所による本人確認の措置が実施できないことによる混乱をさけるためにも、氏名・住所での確認は実施しないことが望ましく通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【柏市】

通知カードと本人確認書類の照合を行うに当たり、住所地の不整合については、地方公共団体の窓口であれば、住基ネットでの住所履歴の確認により対応が可能である。

顔写真の入っている運転免許証、パスポートを本人確認書類として使用する場合でも、パスポートは自身で住所の書換えが可能であることから、住所地の証明としては不適であり、運転免許証も住所変更手続きを行っていないければ、通知カードに記載の住所地との不整合は起こりえてしまう。その場合でも、氏名+生年月日で照合することとなるため問題はない。

住所地と異なり、生年月日は不変であり、本人確認の情報としては、より確実性の高い情報であることから、照合の際は、氏名+生年月日の組み合わせを最優先とすることで、殆どのケースは対応が可能である(実際、番号法施行規則第1条第3項に示す本人確認書類(保険証、年金手帳等)に加え、住民票や印鑑登録証等にも氏名、生年月日は記載されている。)

総務省が懸念する、住基ネットが使用できない民間事業者においては、本人確認書類として使用する書類について、相手方に対し、氏名+生年月日の入っているものを優先して持参するよう求めることと合わせて、社内に同姓同名且つ生年月日まで合致する者が2人以上いないことが確認できれば、通知カードにおける住所地の不整合は不問とすることで、この問題は解決すると考える。

これらの措置により、通知カードの追記の大半は不要となり、市民の待ち時間及び行政側の負担の軽減が図られることは、双方にとって利益となるのではないかと。

##### 【新宿区】

個人番号利用事務等実施者が本人確認の措置として通知カードの提示を受けるときには、出生の年月日の記載のある書類の提示を受けるときは、通知カードの氏名及び出生の年月日により確認を行うため、住所の確認は必要とされていない。

このため、運転免許証、旅券、在留カード、各種保険証等の他、出生の年月日の記載のある書類を有している大半の国民にとってみれば、住所変更の都度課されている通知カードの提示及び券面記載事項の変更義務は無用ではないかと。特に、外国人住民は出生の年月日の記載のある在留カード等を有しているため、そのほぼ全

てにおいて通知カードの住所は必要とされていないと考えるが如何か。

なお、出生の年月日の記載のない書類の提示を受けるケースに対応するためには、住所変更に係る通知カードの券面記載事項の変更手続きを義務化せずとも、本人の希望により行えるよう取り扱いを改めることにより対応が可能ではないか。

#### 【練馬区】

提案自治体である豊田市の他、30 近くの自治体が共同提案に連なっていることから、本事務が多くの住民や自治体に負担になっていることは明らかである。住所等を変更するためには変更がある世帯全員の「通知カード」を窓口を持参し、自治体の職員が全員分のカードの住所等を追記する必要がある。一方で「通知カード」の未交付率(当区は全世帯の約 2.2%)も少なくなく、住所変更の際に通知カードを持参しない者も約2～3割存在しているのが実態である。その対応(自治体においては案内・電話対応、カードの再送・再作成などの費用・人員の負担、通知カードの未受領や持参しなかった者の再来庁等に係る住民負担など)も住民と自治体の負担となっている。

国の回答にある番号法の本人確認の措置は、不正を防止するために適切に行わなければならないが、住民や自治体の負担を考えると「通知カード」の住所等に固執する必要はないのではないかと考える。また、個人番号を証するものとして「通知カード」はカードである必要はないのではないかと考える。現在の住所等が記載されていない「通知カード」が提示された場合は、別の書類などを提示することで確認するなど、住民と自治体の負担にならない方法を検討すべきではないか。例えば、住民が住所等変更した場合は必要に応じて転入届出の際に自治体の統合端末で最新の住所・氏名・個人番号が記載されている「個人番号通知」(A4判改ざん防止様式もしくはコンビニ交付で導入している)を交付するなどの方法で十分ではないかと考える。よって、住民や自治体の負担が大きい「通知カード」の住所変更追記を行わなくても、番号法の本人確認措置が適切に行えるよう法令等を整備し、本提案のとおり「通知カード」の住所変更追記事務を廃止するよう望む。

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、本人確認書類として生年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することになるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認ができないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、多くの地方公共団体から提案がなされていることを踏まえれば、現場には追記に係る事務負担等の支障があり、かつ、通知カードの住所変更をなくしても制度運用は可能であるという判断が地方公共団体にはあるのではないかと考える。

○ 例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば、本人確認には支障がないのではないかと考える。

また、本人確認の制度の厳格な運用と、地方公共団体における住所変更の追記事務による職員の負担とそれに伴う待ち時間の増大による住民サービスの低下、追記を受けるための来庁に伴う住民の負担等を考慮して制度の見直しをすべきではないかと考える。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

### 各府省からの第2次回答

①第1次回答においては、個人番号利用事務等実施者が、個人番号の提供を受けるときは、番号利用法第16条より、本人確認の措置が必要となり、本人確認として通知カードを提示する際には、番号利用法施行規則第1条第1項第2号より、併せて通知カードに記載されたもの同一の氏名及び出生の年月日、又は、氏名及び住所が記載されている書類の提示が必要となる。出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認が出来ないこととなり、不都合が生じるため、住所の変更について通知カードに追記することとされている旨、回答したところ。

②専門部会からの主な再検討の視点においては、「例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば本人確認には支障がないのではないかと考える」との指摘がある。この点については、確かに、変更後の住所が確認できる書類を持参することは、本人であることを一定証明する

資料とはなるが、通知カードに記載された住所と不一致である場合については、本人確認として不十分である。併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨は、通知カードは市町村により送付され、記載の変更も市町村により行われる点に、高度の信頼性があるところ、個人番号の提供という厳格に本人確認を実施すべき場面においては、当該通知カードの記載と、併せて提示される書類の記載が一致していることを求めるという点にある。

③提案団体からの第一次回答に対する見解として、個人番号の提供を受ける際の本人確認として、通知カードと併せて提示される書類としては氏名及び住所より氏名及び生年月日の記載がされたものが主であると想定される、とあるが、併せて提示される書類に生年月日の記載がない場合は氏名及び住所の記載の一致を確認することが想定される以上、住所変更の追記を不要とすることはできない。

④また、通知カードと併せて提示される書類自体の住所が変更されていないため、通知カードの住所の変更を追記する必要性が乏しい旨の見解が示されているが、それは法令等に則り当該通知カードと併せて提示される書類の更新を行うべきものであり、通知カードの住所変更の追記の必要性とは関係がない。

⑤また、追加共同提案団体からの第一次回答に対する見解として、住所の記載が最新になっていない場合の確認については、住基ネットを確認すればよいのではないかとあるが、②で述べた、併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨に鑑み、本人確認として不十分である。また、住基ネットで確認できない個人番号利用事務等実施者の対応について、社内に同姓同名かつ生年月日の合致する者がいないことが確認できれば住所の不一致を不問とする旨の提案があるが、特定の条件下における個別の対応であり、制度を変更する事由とはならない。

⑥なお、通知カードへの住所変更の追記が、市町村の事務の負担となっているとのことであるが、制度の根幹を変更しない前提での対応について、要望等があれば実施可能かどうかも含め、引き続き検討する。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

### 6【総務省】

(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(vi) 通知カードの住所変更追記に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。

現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。

その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

<参考>

主な事務の年間処理件数

- ・収入申告:約 127,000 件
- ・家賃減免:約 30,000 件
- ・入居決定:約 5,000 件
- ・同居承認:約 2,000 件
- ・地位承継:約 2,000 件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市

○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。

○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。

その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

#### <参考>

##### 主な事務の年間処理件数

- ・収入申告: 約 22,000 件
- ・家賃減免: 約 11,000 件
- ・入居決定: 約 1,000 件
- ・同居承認: 約 600 件
- ・地位承継: 約 300 件

#### 各府省からの第1次回答

##### （内閣府の回答を記載）

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするとともに、情報連携をすることができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。

指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設を管理運営させるという地方自治法に基づく制度で、現在、半数以上の都道府県において、公営住宅の管理運営事務に指定管理者制度を導入しており、公営住宅の管理主体として今後も大きな期待を寄せられている。

また、公営住宅の管理事務については、事務処理の件数が非常に多いといった特性があり、マイナンバー制度の導入効果が高いと考えているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を照会する必要があるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまう。

なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の

議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはなりえないことから、その主体は明確になっていると考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【八尾市】

指定管理者はその主体が明確でないのご回答ですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講じることにより、その主体の明確性は担保されていると解されます。

さらに、同条第6項の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることとなっており、通常の外部委託契約とは異なり、行政から公の施設の管理権限を委任するに足る資質を有する団体を指定するよう手続きが厳格に定められております。

また、個人情報取扱いについて必要な措置を講じる責務について、条例で定めるとともに、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等の措置が行われていることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切さを担保することができるものと考えます。

##### 【愛媛県】

指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはなりえないことから、その主体は明確になっている。また、既に指定管理者職員は、税情報など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律のレベルで当該法人が規定されていることが一つのメルクマールであるが、指定管理者については幅広く法人を対象とできることから、国民の目から見ると法律のレベルでは誰がマイナンバーを利用しているのか不明であるため、慎重に考えざるを得ないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、指定管理者は地方自治法に基づく法的手続に従って指定を受けるものであり、地方自治法に基づく条例によって具体的事務(管理の基準及び業務の範囲等)が規定されていることから、主体や委託を受けた事務の内容は明確になっていると考えられるのではないかと。

また、第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法律上位置付けられているために情報連携が可能であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないために情報連携は困難であるとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、具体の法人名までもが明示される訳でなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者の間では法人名の特定において根本的な差異があるわけではない。

加えて、地方公共団体が公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的な条件が平等でないということは問題ではないかと。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

##### (内閣府の回答を記載)

○ 個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。

○ 指定管理者は、地方自治法に定められた手続であるとはいえ、法人その他の団体という様々な主体がなり得るものであり、かつ、当該地方公共団体以外の地方公共団体やその住民にとっては認識も関与もできないものとなっている。

○ 情報提供を行う地方公共団体側としては、そのような主体に対して特定個人情報を提供することについて、



個人情報保護の観点からの懸念が生じうると考えられるため、現時点では、指定管理者を情報連携の主体とすることは困難である。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

(参考)

6【総務省】

(10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(vii)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び国土交通省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

296

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成。

番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。

しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。

マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城町、京都府、生駒市

○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。  
○当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。

#### 各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案内容については既の実現しているため、特に意見なし。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 各府省からの第2次回答

—

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報とは、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。

### 具体的な支障事例1

[準ずる法定事務]感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。

[独自利用事務]肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要

### 具体的な支障事例2

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。

[独自利用事務]県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市、京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大村市、大分県

○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額

[独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。

[準ずる法定事務]児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額

[独自利用事務]こどもの医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。

[準ずる法定事務]児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況

[独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。

○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額しか照会できない。

[独自利用事務]就学援助事務:所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目

[独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要

○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。

各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること。」と定められており、番号法別表第二では、情報提供が可能な特定個人情報について「地方税関係情報」と規定されている。

特定個人情報毎の「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」で規定されたデータ標準レイアウトにより、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。

番号法別表第二で定める特定個人情報を単位とすれば、「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」とい

た項目の違いは、「地方税関係情報」という同じ特定個人情報内での違いであると考えており、法定事務と異なる項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考えている。

独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱で必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事務である障害者、子ども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

- 提案団体の独自利用事務の情報連携で必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事務(難病法に基づく医療費支給事務等)の地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。
- 照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届け出ることを可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となると考える。
- なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。
- 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(ii) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。

・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び厚生労働省)

・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。

(関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。  
番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。  
地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。

## 〔療育手帳〕

身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・児童扶養手当の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

## 〔外国人保護〕

生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

## 【効果】

療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。

窓口における申請者の混乱の回避。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、静岡県、浜松市、豊田市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県

○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながる懸念される。

○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。

番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能なため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略できない。

同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。

## 各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### 【療育手帳について】

平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。

地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を得なければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わなくなるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。

### 【外国人保護について】

法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えている。

同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整しているところと承知している。

外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。



## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【千葉県】

一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。

○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。

また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか。

これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

<療育手帳関係情報>

○ 提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とし得るものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。

○ 療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。

○ なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

<外国人生活保護関係情報>

○ 国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考えます。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【総務省】

(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(ii) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。

・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、厚生労働省及び国土交通省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

299

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。  
中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。  
管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。  
なお、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構が整備・提供し、地方公共団体が利用しているものであり、地方公共団体以外の主体が情報連携を実施する場合については、当該主体において環境整備を実施する必要があるものです。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップで対応されている。

マイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けたうえで行う必要が生じる。

入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立てば、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者に設置主体となり費用負担を求めることは、代行する期限が定められていることから不合理であると考えており、自治体中間サーバープラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないか、また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要がある)は改正すべきではないか。

これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を記載することを検討する。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【総務省】

(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(v) 自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」の「FAQ」に、平成28年度中に記載する。

(関係府: 内閣府及び国土交通省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

300

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、静岡県、豊田市、京都府、京都市、兵庫県、島根県、高知県

○措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報を入手できない。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

#### 各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについては、引き続き、関係省庁との協議を行っていただきたい。

なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務は、地方税関係情報について情報連携可能とすることは困難とあるが、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月)第2章第2節1(3)②において、

「番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる組み合わせについては、現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、

a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合

b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合

に限って列挙されている。」

とある。

即ち、番号法別表第二の二十三の項に規定している費用徴収事務と地方税関係情報の組み合わせについて、上記のように整理されていると考えることから、情報連携できるようしていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村民税にできないかという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知改正の検討を行っていくとの趣旨の発言があったところであり、厚生

労働省において早急に検討いただきたい。

○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務については、マイナンバー法に根拠規定が置かれていることから、主務省令を早急に整備すべきではないか。

なお、第1次ヒアリングにおいて、関係府省から、地方税関係情報について情報連携を利用するためには、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていることのいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの条件は本当に必要なのか、当該事務の特殊性も踏まえ改めて検討する必要があるのではないか。

これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

(内閣府の回答を記載)

<感染症入院患者自己負担認定関係>

○ 地方税関係情報(市町村民税所得割額)を情報連携対象とすることが可能となるよう、関係省庁において通知改正等を含め必要な対応を行うこととする。

○ なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

<精神保健福祉法による措置入院患者費用徴収事務関係>

○ 地方税法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳格に解されており、

1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務やその担保措置が規定されている場合、又は

2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。

○ 現行では、当該事務は1)又は2)に該当しないとされているが、実務上のニーズや事務の特殊性も踏まえ、引き続き関係省庁で対応方針の検討を行う必要がある。

## 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

### 6【総務省】

(10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表2の97)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。

(関係府省:内閣府及び厚生労働省)

(iv)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び厚生労働省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考ええる。

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

#### 各府省からの第1次回答

貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、一般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。

なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。一般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を發出して



いる。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいらる所存。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

##### (6)半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

#### 各府省からの第1次回答

貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。

なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとしないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方

向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

###### (6)半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)

○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

#### 各府省からの第1次回答

離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めるとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。

○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

##### (5) 離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)



○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

#### 各府省からの第1次回答

離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めるとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画作成時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているもので

あり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。

○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

##### (5) 離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

空家等に対する応急安全措置

提案団体

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続を経ることなく、迅速に必要な最小限度の応急安全措置をできるようにすること。

具体的な支障事例

台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。

また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。

以上から、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

緊急時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

日高市、練馬区、徳島県、大村市、延岡市

○ 提案団体とほぼ同じ理由により、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことがで

きる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めます。

○ 本市については、今年度現地調査を行い、来年度、空家等対策計画を策定する予定であるが、すでに空き家の相談を受けており所有者に空き家放置による危険性を促しているが、「相続が終わっていない」「お金がない」などの回答に尽きてしまう。空家対策特別措置法はありがたい施策であるが、助言又は指導、勧告を経ると時間を要してしまい対応に遅れが生じる恐れもある。防災及び安全上、緊急を要する特定空家等については、上記の段階を踏まずに命令が行えるよう改正願いたい。

○ 倒壊等が危惧される空き家として、市内に100軒以上を把握しており、強風等が発生した場合に通りがかった市民や近隣の住民及び家屋に危害を加える恐れがある。本市においても、緊急安全措置の必要性がでてくる可能性が十分にあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正が必要と考えた。

#### 各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に定める「特定空家等」として、空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きを、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の定義が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあると認められる空家等をいう」とされるなど、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該「特定空家等」の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続きを踏む趣旨である。

なお、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』において、不利益処分である命令に至るまでには慎重な手続きを踏む趣旨として定められており、法と趣旨・目的が同様の各市町における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むこととした法の趣旨に反することになるため、当該条例の命令に関する規定は無効になると解される、と示されている。

一方、これに抵触しない限度で有効な応急措置については、条例にて定めた場合有効であるとのご見解であるが、所定の手続きを経て実施する措置(最終的には行政代執行)によらず、この応急措置として認められる範囲について、どの程度の措置までなら空家法に抵触しないか等、通知やガイドライン等で明確にされたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

○第1次回答でお示しているとおり、「特定空家等」として空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きを、順を経て行う必要があるが、緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。しかし、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。

○なお、空家法に抵触しない応急措置の範囲をお示することは困難であるが、すでに緊急時の対応について

条例で定めている実例を紹介していくなどの情報共有を適時行っていく。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【総務省】

(11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平 26 法 127)

( i )台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対処している事例の調査を行い、地方公共団体に平成 29 年中に情報提供を行う。

(関係府省:国土交通省)

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

管理不全となっている長屋や共同住宅でも、一部に居住実態があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。

具体的な支障事例

【現状】

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第2条において、対象となる空き家は「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とされ一棟の建築物として判断するため、長屋や共同住宅の一部に空き家があってもその他に居住や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、法第9条第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令等のもとより、行政指導すら行うことが出来ない。

【支障事例】

本県内でも、4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的となっている。

長屋でも所有者が複数人で分かれているケースもあり、相続等により所有者がすぐに判明しないケースもあり得るが、個人情報である課税情報等の利用には条例でなく法への明記が必要であること、建物の是正命令は建築基準法でも行うことは可能であるが、防災、衛生等生活環境保全の観点からの指導等は法の趣旨を鑑み空家等対策特別措置法にて行うことが適切であることから、法改正が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

H25 住宅・土地統計調査では、近畿大都市圏の空き家のうち、長屋建は約11.9万戸であり、腐朽・破損ありの空き家は半数の約6万戸となっており、今後このような問題が拡大することが想定されるが、法の対象が拡大することで、長屋等の空き家に対しても調査・指導が可能となる。その結果、全ての空き家に対して一律の対策を講じることで、住みよい環境が確保できる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新宿区、金沢市、春日井市、門真市、伊丹市、岡山県、北九州市、大村市

○ 当該建築物は、壁を共有し2戸に分かれた長屋建ての建築物のうえに所有権が2つに分かれている。空き家となっている住戸の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならない。また、空き家の所有者が死亡し相続等で権利関係が複雑化している。条例を制定し指導を行っているが、条例には、税制上の措置や略式代執行がないことから、その効果が限定的である。

○ 市民から寄せられる管理不全な建築物の相談の多くは、長屋住宅に対するものであり、また、それらの長屋住宅は所有区分されているものが大半である。しかし、1戸でも利用があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等ではないとのことにより、同法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず、また、同法に基づく指導等が行えないため支障をきたしている。仮に、区分所有の長屋住宅が全て空家であり、当該長屋の1戸のみが管理不全であった場合でも、同法に基づく指導では、長屋住宅の全ての区分所有者に対して行うことと解説されているが、適正に維持管理されている所有者に対しても指導することとなり、同法第14条に基づく勧告を行えば、住宅用地に係る課の特例措置の対象から除外されることから、混乱が生じる恐れがある。これらのことから、長屋等で区分所有が可能な建築物の場合には、それらの区分ごとで同法の適用が可能となるよう制度改正を求める。

○ 本市は、建築基準法に基づき危険箇所の改善の指導ができる特定行政庁であることから、これまで一部が使用されている長屋建て住宅や共同住宅である老朽危険家屋に対する指導を行ってきました。しかしながら、提案のとおり法の対象を拡大することで、建築基準法ではできない課税情報等の利用が可能となり、一部が使用されている老朽長屋等の調査・指導が取り組みやすくなるため、提案に賛同致します。

○ 長屋住宅は一部の壁や母屋、屋根を共有しているため、空家となり老朽化した部分からの雨漏りなどが、隣家に直接影響を与える事が問題となっており、本市においても、土地と建物合せて住戸毎に所有権が分かれている長屋が空家となり、一部屋根が崩れている状態となっている物件が多々あり、条例に基づいて指導を行っているところである。そのような状況の中、分譲長屋の一住戸の所有者が、自己所有の敷地において建て替えを望んだとしても、解体により、老朽化した隣家の空家の崩壊を誘発する可能性がある事から、対応出来ない状態になっている場合があり、やむを得ず引っ越しを行った所有者もおり、状況によっては戸建の空家よりも問題が深刻化する場合がある。したがって、賃貸長屋の場合は現状の特別措置法に基づく考え方で問題は無いが、所有権の分かれている分譲長屋については、相隣関係に基づく民間の問題と捉えることも出来るが、本市の例にあるように空き住戸を逆に増やす結果となる可能性もある事から、特別措置法を適用出来るよう、法改正が必要と考える。

○ 市民は、一部に居住者がいる長屋が特措法の対象外であることを知らないため、本市においても、一部に居住者がいる長屋に対する相談が寄せられており、対応に苦慮している。中には、倒壊のおそれがある長屋もあることから、対象の拡大は望ましいと考える。

○ 本市においても、長屋建ての建築物について、空き住戸部分が著しく破損し、近隣住民から安全の確保を要請されている案件が複数あるが、当該空き住戸以外の住戸に居住者が存在する場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）の対象とならないため、不動産登記情報により空き住戸の所有者が判明しないときでも固定資産税課税情報が利用できず、所有者の特定にも苦慮する状況になっている。また、当該空き住戸の所有者を確知できたとしても、当該空き住戸の所有者に対しては特措法による措置を行うことができないため、その是正に向けて市が実施できることは限定的なものにならざるを得ない。このため、一部に居住実態がある長屋建て建築物や共同住宅についても特措法の対象となるよう「空家等」の範囲を拡大する改正を行うことを求める。

○ 本市においても、長屋住宅(2戸)の1戸が著しく危険な状態で、1戸が居住しているものがあります。居住している方が、生活や生命を脅かす可能性のある状態は好ましいものではないと考えていますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用外となり対応に苦慮しています。

○ 本市においても区分所有された3軒長屋が存在し、うち1軒に居住者がおり残り2軒が空き家となっている。このうち1軒の空き家について、屋根が一部倒壊し、室内には雑草が繁茂し、害虫の発生のみならず、小動物も棲み着いており、近隣住民からの苦情も何度もあっている。しかし、この所有者は、行政からのお願いにも聞く耳を持たない。「空家等対策の推進に関する特別措置法」を適用し、助言・指導、勧告、命令と対処することができないため、今後の対応に苦慮している。本事案及び今後でてくる可能性のある同様の事案について、ほかの空き家同様に行政として適切な対処をすべく、特措法の改正が必要であると考えた。

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第2条第1項において、「空家等」とは、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。」と定義されており、ここでいう「建築物」とは建築基準法第2条第1号の「建築物」と同義である。

長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一区画にすぎず、一住戸ごとに「空家等」か否かを判断するものではない。

したがって、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えないことから「空家等」として扱うことは不適當である。

なお、法令と同一の目的のもとに、法令が規制対象としていない事項について条例を制定することは、空家法に抵触しない限度で有効であることから、空家法の対象外である長屋や共同住宅を措置の対象として規定する条例を定めることは可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家法における空家等の定義に「長屋等の一部の空き家」が含まれていないため、現実に支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。

例えば、長屋の住戸のうち、使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となっている場合でも、その住戸に対して、固定資産税情報等の利用、補修等の略式代執行、税制上の措置ができない。

また、貴省からの回答にあるように、多くの自治体が条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため法改正を求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

○第1次回答においてお示しているとおり、長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一区画にすぎず、一住戸ごとに「空家等」か否かを判断するものではないことから、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えず「空家等」として扱うことは不適當である。

○なお、長屋等の問題に対応している地方公共団体の事例などがあれば、適時情報共有を行っていく。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

##### 6【総務省】

(11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

(ii)一部が空き室となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。

(関係府省:国土交通省)



# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

所有者等が不存在の空家等の跡地処分における手続きの簡素化

提案団体

兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

所有者等が不存在の空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。

具体的な支障事例

【現状】

相続人の不存在等により空家の所有者を確知できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の搜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。

【支障事例】

少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当たって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。

洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することから二の足を踏んでいる。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

相続財産管理人制度にとらわれない円滑な相続財産の国又は略式代執行を行った地方公共団体への帰属手続を確立することにより、空家除却後の跡地の適正管理や有効利用に資するものである。

根拠法令等

民法第239条第2項(無主物の帰属)

民法第959条(残余財産の国庫への帰属)

(空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

○ 高齢化の進展、人口減少に伴い、本市においても相続放棄され、所有者不存在となる土地、家屋が増加しつつある。相続放棄され所有者不存在となった土地家屋は、安定した税収が見込める固定資産税にも深刻な影響を与え続けることとなり、早急に対処する必要があるが、現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立することで、資産価値を失いつつある財産の有効活用が図られる。

○ 所有者等が不在の空家について、相続財産管理人制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調整、跡地の処分等の問題を解決するのに相当の時間がかかった。跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合等は同様の支障が生じる恐れがある。

○ 所有者が不明であっても倒壊等のおそれがある場合等には、市として略式代執行せざるを得ないことがあり得るが、危険な建物を取り壊したあとも、当該土地の所有者不明の問題は残り、土地利用について滞ってしまう。これに対し、別途、相続財産管理人制度等によりこれを解決するのではなく、関連する問題として、空家等対策特別措置法により、当該地を地方公共団体等へ帰属できるようにするなど、跡地問題も含めた制度改正を求める。

○ 本市の事例は、2軒長屋の1軒が法定相続人のいない空家となっており、現在は管理不良な状態にはなっていない。また長屋で1件は居住者がいるため、特別措置法の対象とはならず、本市の条例に基づいて処置を行っているが、状態の変化を定期的に確認する事しか出来ない状態である。その上で、特別措置法や条例以外の法による措置を考えた場合、民法に基づき、相続財産管理人を選任の上、国庫帰属の手続きを取る事となるが、隣家と切り離して戸建を建設する事は土地の面積を考慮すれば、困難であり、実際問題としては国庫帰属も難しいと思われる。このような場合で、隣家の所有者が購入の意思がある場合や、地元での集会所利用などの意向がある場合は、地方自治体へ帰属し、処置を行う方が有効な場合があると考えられる。

○ 本市においても、所有者が失踪し、行方不明になっている危険空き家の対応に苦慮している案件があるほか、現在、指導を継続している危険空き家の中には、現所有者に相続人となる者がいない物件も存在している。今後、このように所有者等が存在しない危険空き家が増加し、必然的に略式代執行に至る案件も増えていくことが想定されるが、除却後の跡地の処分について、財産管理人制度では、その費用負担や財産管理期間の長期化などの課題があり、市が直接かつ容易に危険空き家を除却することが困難になる一因となっている。このため、略式代執行後の跡地について、財産管理人を選任することなく、国又は当該略式代執行を行った地方公共団体に帰属させることができるよう空家等対策の推進に関する特別措置法に規定することを求める。

○ 例えば、土地と建物の所有者が異なる場合も考えられるため、様々な状況を想定した上で規定することが望ましい。

○ 所有者を特定できずに、措置できない。また、市で代執行するにも請求先がなく、税金からの持ち出しとなるため市の負担になるため、対応できずにいる。相続人の全てが放棄の意思表示をしている案件が既に発生しており、その対応に苦慮している。建物が除去できたとしても土地の処分に時間と費用がかかる状態では、除去等の執行を決断する際に支障となる。

○ 所有者等が不在の空家について、相続財産管理人制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調整、跡地の処分等の問題を解決するのに相当の時間がかかった。跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合等は同様の支障が生じる恐れがある。

## 各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき略式代執行を行う際に所有者等の調査や公告を行うことは、特定空家である建築物を除却する場合において、当該建築物の所有者等に対して命令するために行われる手続であり、当該特定空家の敷地について行われた手続ではない。

空家法に基づく略式代執行により特定空家である建築物を除却した後の敷地に係る所有権を、何らの手続を経ることなく一方的に国又は略式代執行を行った市町村に帰属させることは、個人の財産権を侵害するものとなるので対応は困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含め公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手続を代用することができないかというものである。

相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が確知できない場合には、市町村長から国に申出することで、検察官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【八尾市】

「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立すること」との記載についての回答がない。

民法 959 条の国庫帰属に関する規定について、相続人不存在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してもよいのではないか。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

○空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を代用させることは困難である。

○また、「検察官の請求により利害関係人を立てる」との趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任申立てを強制する制度の創設を要望する趣旨であるとすれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。

#### 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し

提案団体

新潟県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府、警察庁、総務省

求める措置の具体的内容

災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、標章及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。

- ① 事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとする。
- ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められているにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標章・証明書が交付されない仕組みとなっている。

【制度改正の内容】

現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。

【支障事例】

事前届出済の車両であっても、災害発生後の標章・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標章・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。

栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標章・証明書を交付してほしい旨の要望があった。

【状況の変化】

東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとすることで、車両使用者にとって災害直後における確認申請に係る事務負担を軽減できるばかりか、確認・交付する側も事務負担が軽減でき、その労力分を災害

対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。

同様に、車両毎の届出ではなく、使用者毎や使用台数のみの届出で標章及び証明書を交付するよう見直すことで、使用者及び確認者双方にとって事務負担が軽減できる。また、非常時に緊急通行車両の届出があった場合でも、事業者毎に発行する仕組みであれば、車両を確認する事務が軽減され、その労力分を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。

#### 根拠法令等

災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、別記様式第4)

災害対策基本法施行令第33条

災害対策基本法第76条第1項

「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号等)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茂原市、江戸川区、八尾市

○災害時に、複雑多様な事務を行うことは困難であり、応急対応を迅速に行えるよう事務の簡素化が図られることは非常に有用。

○当団体の場合、環状7号線以内への車両流入規制がかかるが、現状では交付手続き・交付後の必要車両への配布等の事務手続きで、環状7号線の内外を何度も往復しなければならない状況が発生する。事前届出の段階で、標章・証明書の交付が可能になることにより、迅速な災害対応業務に資することができる。

また、救護活動・応急復旧活動等を実施する災害時協力協定団体の届出については、事業者名及びその使用台数のみの届出で標章及び証明書を交付することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。

#### 各府省からの第1次回答

発災時、真に人命救助等に従事する緊急通行車両の円滑な通行を確保するという災害時の交通規制の役割に照らせば、別紙の理由から、標章・証明書の事前届出時の交付や車両を特定しない事業者ごとや台数のみの事前届出の受理を行うことは適切でない。

災害時の交通規制に際しては、標章の交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行っており、災害発生後の段階に応じて必要な車両の通行を可能としている。

(別紙あり)

なお、支障事例に「平成28年熊本地震に伴う・・・緊急通行車両等確認手続きを受ける際に・・・事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった」とあるが、熊本地震においては緊急交通路を指定していないことから、事実誤認である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害は、常に様々な様相を呈し発生するため、迅速な災害対応を図る観点から緊急通行車両等の事前届出制の見直しの必要性に着目すべきであることをご理解いただき、更なる災害対策法制の見直し(第三弾)と併せて、今後、ご検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 各府省からの第2次回答

本提案事項に対する考え方は第1次回答の通りであるが、今後も引き続き、迅速な災害対応の観点から、緊急通行車両に係る手続の適切な運用を図り、災害応急対策に必要な車両の円滑な通行の確保に努めて参る。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—